

水質汚濁防止法に基づく届出の手引き
(事業者用)

平成26年4月

山形県環境エネルギー部水大気環境課

— 目 次 —

I 水質関係法令のしくみ

1 水質汚濁防止法について	
(1) 目的	2
(2) 定義	2
(3) 排出水の排出の制限	2
(4) 特定地下浸透水の排出水の排出の制限	3
(5) 届出等	3
(6) 事故時の措置	3
2 山形県特定事業場排出水自主管理要綱について	
(1) 目的	3
(2) 内容	3
(3) 自主管理要領	3
表－1 届出が必要な事項及び届出期限等	4

II 届出書の記載要領

1 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出	5
A 公共用水域へ放流している特定施設の場合	6
B 全量下水道等へ放流している有害物質使用特定施設の場合	25
C 有害物質貯蔵指定施設の場合	36
添付図面等の作成上の注意点	46
2 氏名変更等届出書	54
3 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書	56
4 承継届出書	58
5 事故時の届出	60
資料－1 排水基準一覧	61
資料－2 山形県特定事業場排出水自主管理要綱	63
資料－3 自主管理要領策定例	69

I 水質関係法令等のしくみ

1 水質汚濁防止法について

(1) 目的（第1条関係）

特定事業場から排出される排水等を規制することにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護し、生活環境を保全すること等を目的とする。

(2) 定義（第2条関係）

① 公共用水域

河川、湖沼、海域等公共の用に供される水域及びこれに接続する水路等（公共下水道を除く。）

② 有害物質

法第2条第2項第1号に規定する物質

③ 指定物質

法第2条第4項に規定する物質

④ 特定施設

有害物質や生活環境に係る被害を生じるおそれがある汚水又は廃液を排出する施設で水質汚濁防止法施行令で定める施設

⑤ 指定施設

指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設

⑥ 貯油施設等

重油、軽油、灯油等を貯蔵する施設等

⑦ 特定事業場

特定施設を設置する工場又は事業場

⑧ 指定事業場

指定施設を設置する工場又は事業場

⑨ 貯油事業場

特定事業場以外の工場又は事業場で貯油施設等を設置するもの

⑩ 排出水

特定事業場から公共用水域に排出される水（雨水を含む。）

⑪ 有害物質使用特定施設

有害物質を製造、使用、又は処理する特定施設

⑫ 有害物質使用特定事業場

有害物質使用特定施設を設置する特定事業場

⑬ 有害物質貯蔵指定施設

有害物質を貯蔵する施設（有害物質を含む水が地下浸透するおそれのある施設）

⑭ 特定地下浸透水

有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものと含む。）を含むもの

(3) 排出水の排出の制限（第12条関係）

水質汚濁防止法（以下「法」という。）では、排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

排水基準は、法で排出水の許容限度（一律基準）が定められているほか、山形県

生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）により一律基準より厳しい基準（上乗せ基準）が定められている（資料－1 参照）。

（4）特定地下浸透水の排出水の排出の制限（第12条の3関係）

法では、特定地下浸透水が有害物質を含む場合、地下浸透させてはならない。

また、条例では特定施設から排出されるすべての汚水又は廃液（これを処理したものを含む。一部、除外規定あり）の地下浸透が禁止されている。

（5）届出等（第5条～第7条、第10条及び第11条関係）

工場又は事業場から公共用水域に排出水を排出する者、特定地下浸透水を浸透させる者、工場若しくは事業場において有害物質使用特定を設置しようとする者又は工場若しくは事業場において有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者は、特定施設等を設置等しようとするときは、あらかじめ山形県知事に届出をしなければならない。

届出が必要な事項及び届出期限等は表－1 のとおりである。

（6）事故時の措置（第14条の2関係）

特定事業場、指定事業場及び貯油事業場等の設置者は、施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は排水基準に適合しないおそれがある水、有害物質又は指定物質を含む水及び油を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康や生活環境に被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況等について山形県知事に届出をしなければならない。

2 山形県特定事業場排出水自主管理要綱について

（1）目的

特定事業場について、法の定めがあるもののほか必要な事項を定め、排出水の自主管理の推進を図り、公共用水域及び地下水の水質保全に寄与することを目的とする。

（2）内容

要綱の主な内容は次のとおりである。（資料－2 参照）

- ① 事業活動に伴う汚水の地下浸透の禁止
- ② 排出水の水質目標値を設定
- ③ 排出水等の自主測定の項目と頻度の設定
- ④ 事故時の水質汚濁防止対策
- ⑤ 有害物質使用事業場の適正な構造の設定
- ⑥ 自主管理要領の策定

（3）自主管理要領

特定事業場の設置者は、山形県特定事業場排出水自主管理要綱に基づき自主管理要領を策定するとともに、策定した自主管理要領は、管轄の総合支庁保健福祉環境部環境課に1部提出することになっている。（資料－3 参照）

表－1 届出が必要な事項及び届出期限等

手続きが必要な事項	届出条項	届出の期限
1 特定施設を設置しようとするとき (公共用水域に水を排出するものに限る。)	法第5条 第1項	設置工事着手の日の 60日前まで
2 有害物質使用特定施設を設置しようとするとき (1, 2の規定に該当する場合を除く。) 有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき	法第5条 第3項	設置工事着手の日の 60日前まで
3 特定施設が新たに追加された際、現にその施設を設置 しているとき	法第6条 第1項	特定施設となった日 から30日以内
4 既に届け出た次の各号のいずれかを変更しようとする とき (1)法第5条第1項関係 ア 特定施設の構造 イ 特定施設の設備 ウ 特定施設の使用の方法 エ 汚水等の処理の方法 オ 排出水の汚染状態及び量 カ 排出水に係る用水及び排水の系統 (2)法第5条第3項関係 ア 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設 の構造 イ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設 の設備 ウ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設 の使用の方法 エ 用水及び排水の系統 (搬入及び排出の系統)	法第7条	変更工事等着手の日 の60日以上前まで
5 氏名又は名称 (法人の場合は代表者を含む。)、住所、 工場又は事業場の名称及び所在地を変更したとき	法第10条	変更した日から30 日以内
6 特定施設の全部又は一部を廃止したとき	法第10条	廃止した日から30 日以内
7 特定施設に係る届出者の地位を承継したとき	法第11条 第3項	承継した日から30 日以内
8 特定施設の事故が発生し、有害物質等が公共用水域に 排出されるなど、生活環境に係る被害が生ずるおそれが あるとき	法第14条 の2第1項	速やかに

備考 1 届出書の提出部数は、2部（正本及びその写し）とする（事故時の届出は1部）。

2 届出先は、各総合支庁保健福祉環境部環境課とする。

3 フレキシブルディスクによる届出を行う場合、法施行規則様式第10の2に規定され
るフレキシブルディスク提出書及び添付書類（図面等）各2部（正本及びその写し）を
フレキシブルディスクとともに提出するものとする。

II 届出書の記載要領

1 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

A 【公共用海域へ放流している特定施設の場合】

様式第1（第3条関係）（表面）

①

特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）設置（~~使用、変更~~）届出書

平成24年 4月 1日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

② 〒999-8570 山形市松波二丁目8番1号

届出者 株式会社 旅館やまがたや

代表取締役 山形 太郎 印

③

水質汚濁防止法第5条第1項、~~第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）~~の規定により、特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		④ 旅館 やまがたや	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		⑤ 〒999-8570 山形市松波2丁目8番1号	※受理年月日	年 月 日
第5条 第1項 関係	特定施設の種類	⑥ 66号の2 旅館業の用に供する イ ちゅう房施設 ハ 入浴施設	※施設番号	
第5条 第2項 関係	有害物質使用特定施設の該当の有無	⑦ 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2とおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
第5条 第2項 関係	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	(8) <input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙 12 のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙 13 のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙 14 のとおり。	
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙 15 のとおり。	

- 備考 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称を記載すること。
- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙 1 の 2 を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A4 とすること。
- 8 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第1の記載例

- ・特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出（法第5条第1項又は第2項又は第3項）
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）を設置しようとするとき、工事着手予定日の60日以上前まで行うこと。
- ・特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用届出（法第6条第1項又は法第6条第2項）
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）が追加されたとき、現にその施設を設置している場合、法施行日の30日以内に行うこと。
- ・特定施設（有害物質貯蔵指定施設）変更届出（法第7条）
既に届け出た特定施設（有害物質貯蔵指定施設）内容（特定施設等の構造、汚水処理の変更（下水道放流を含む）排出水の水質及び量等）を変更しようとするとき、工事着手予定日の60日以上前まで行うこと。

[設置・使用の場合]

① 届出の種類

- ・設置（使用、変更）のうち、該当する届出の種類を残し、不要な部分を二重線で見え消しすること（訂正印不要）。

② 届出者

ア 氏名等

- ・個人の場合は、氏名を記載し、押印すること。
- ・法人の場合、名称、代表者氏名を記載し、押印すること。
- ・任意組合、共同企業体の場合、届出代表者に対する構成員（企業）全員（社）の委任状を添付すること。
ただし、協定書等により代表者を明確に規定している場合は、その協定書等を添付することにより委任状を省略することができる。

イ 押印の省略

- ・本人（個人又は法人の代表者）の署名により押印を省略することができる。

ウ 代理人による届出

- ・届出義務者以外のものが代理で届出をする場合は、委任状を添付すること。
なお、委任状の内容に変更がない場合は、以後の届出に係る委任状は省略できる。

エ 住所

- ・届出者の住所、郵便番号を記載すること。

③ 届出の条項

- ・①に準じる。

④ 工場又は事業場の名称

- ・正式名称を記載する。名称が決定していない場合、仮称を記載し（仮）をつけること。（正式名称が決定した後、30日以内に氏名等変更届出書により正式名称を届け出ること。）

⑤ 工場又は事業場の所在地

- ・工場又は事業場の代表地番、郵便番号を記載する。代表地番が決定していない場合、○一〇〇他〇筆と記載し、代表地番が決定した後、30日以内に氏名等変更届出書により届け出ること。）

⑥ 特定施設の種類

- ・水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号、名称を記載すること。

（例）1号の2 畜産農業の用に供する イ豚房施設、 66号 電気めつき施設 等

⑦ 有害物質使用特定施設の該当の有無

- ・有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。

なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。

⑧ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別

- ・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記載すること。

なお、該当しない場合は、空欄とすること。

[変更の場合]

- ・変更届出の場合、様式第1及び変更に関する別紙以外は省略してもよい。その場合、変更前後を対照する等、変更点が明確にわかるよう記載すること。

(例) 特定施設に変更がなく、汚水処理施設のみの変更の場合

　　様式第1及び別紙3、4（内容によっては別紙6も必要）

下水道に接続した場合

　　様式第1及び別紙3、4及び6

- ・特定施設が3以上のときは、一覧表等により整理すること。

別紙1

特定施設の構造

新設（旅館業の場合）

増設（表面処理施設の場合）

工場又は事業場における施設番号	① 1 (大浴場)	2
特定施設号番号及び名称	② 66号の2 旅館業の用に供する ハ 入浴施設	65号 酸による表面処理施設
型式	③ 温 泉	浸漬式 (AB社製 AB-30型)
構造	④ タイル張り	鉄製、内部を塩化ビニールライニング (別添図-1のとおり)
主要寸法	⑤ 別添図-1のとおり (豚房等の面積要件のあるものは 面積等を明記させること)	槽寸法 縦 横 高さ 1000mm×500mm×425mm
能力	⑥ 分湯量 20L/min 浴槽容量 5m ³ (し尿処理施設の場合) 処理量 250m ³ /日 700人槽	A製品 5,000個/日
配置	⑦ 本館1階 (別添図-2のとおり)	めっき工場棟1階 (別添図-2のとおり)
設置年月日	⑧平成 年 月 日 (新設・増設のときは記載の必要はありません。)	平成 年 月 日
工事着手予定年月日	⑨平成24年 6月 1日	平成24年 6月 1日
工事完成予定年月日	⑩平成24年 6月 4日	平成24年 6月 4日
使用開始予定年月日	⑪平成24年 6月 11日	平成24年 6月 11日
その他参考となるべき事項	⑫ 新 設 (旅館業の場合) 定員 150人 (畜産農業の場合) 飼育頭数 300頭	増 設 (有害物質漏洩防止のため、床面 は厚さ100mmのコンクリートと し、施設周囲に150mmの防液堤を 設備し、地上配管とする。: 詳細は 添付図面のとおり)

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

別紙1 特定施設の構造についての記載例

[特定施設を新設する場合]

- ① 工場又は事業場における施設番号
 - ・特定施設に任意の番号を付すこと。また、「クロムライン1」等の名称があれば併せて記載すること。
- ② 特定施設号番号及び名称
 - ・水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号、特定施設の名称を記載すること。
- ③ 型式
 - ・浸漬式、全自動○○式、自動式○○等その施設の呼称を記載すること。
 - ・併せて、メーカー名、型式等を記載すること（型番などがない場合、記載不要）。
- ④ 構造
 - ・材質及び形状を記載すること。
 - ・図面、カタログ等により省略する場合、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑤ 主要寸法
 - ・特定施設の寸法を記載する。特定施設の面積が届出要件である場合は、面積を記載すること。
 - ・図面、カタログ等により省略する場合は、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑥ 能力
 - ・特定施設の能力を記載すること。何に対する能力であるか及び単位を明確に記載すること。
 - ・図面、カタログ等により省略する場合は、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑦ 配置
 - ・特定施設の配置を記載すること。
 - ・図面等により省略する場合、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑧ 設置年月日
 - ・特定施設の変更（使用）の届出時のみ記載すること。
 - ・変更（使用）届出に関する特定施設の設置工事に着手した年月日を記載すること。
- ⑨ 工事着手予定年月日、⑩ 工事完成予定年月日、⑪ 使用開始予定年月日
 - ・特定施設に関するそれぞれの予定を記載すること。
 - ・工事着手とは、特定施設の設置に関する基礎工事を含む。
 - ・工事着手予定年月日は、届出受理日から実施の制限期間（第9条）である60日を経過した後の期日を記載すること。
 - ・事後の届出となった場合は、予定を二重線で見え消しするとともに遅延理由書を添付すること。
- ⑫ その他参考となるべき事項
 - ・特定施設に關し、参考となるべき事項を記載すること。
 - ・新設、増設等を記載すること。
(例) 新設：特定施設を初めて設置するもの
増設：特定施設を追加設置するもの
変更：既設の特定施設の構造等を変更するもの
移設：既設の特定施設を事業場内で移設するもの
 - ・構造変更等の場合、変更の要点を記載すること。
 - ・有害物質使用特定施設に該当する場合は、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。
また、防液堤等については、できるだけ容量も記載すること。

特定施設の構造
特定施設の構造変更（電気メッキ施設の場合）

工場又は事業場における施設番号	① 3（変更前）	3（変更後）
特定施設号番号及び名称	② 66号 電気めっき施設	66号 電気めっき施設
型式	③ 連續式 自動メッキラインA (AB社製 AB-30型)	連續式 自動メッキラインA (AB社製 AB-30型)
構造	FRP製 (AB社製 AB-30型 脱脂槽 1槽、水洗槽 2槽)	FRP製 (AB社製 AB-30型 脱脂槽 2槽、水洗槽 3槽) (別添図-1のとおり)
主要寸法	⑤ 省略	別添図-1のとおり
能力	A製品 5,000個／日	A製品 7,000個／日
配置	⑦ 別添図-2のとおり	めっき工場棟1階 (別添図-2のとおり)
設置年月日	⑧平成 2年10月 1日 (今回変更施設の設置年月日)	平成 年 月 日 (記載の必要はありません)
工事着手予定年月日	⑨平成 15年 5月 1日	平成 24年 6月 1日
工事完成予定年月日	⑩平成 15年 5月 4日	平成 24年 6月 4日
使用開始予定年月日	⑪平成 15年 5月 11日	平成 24年 6月 11日
その他参考となるべき事項	⑫	変更 (製品増産のため、水洗槽及び脱脂槽を追加、自動メッキラインAの各槽のレイアウトも変更) (有害物質飛散及び地下浸透対策は別添のとおり)

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

特定施設の構造等変更の場合の記載例

[特定施設の構造等を変更する場合]

①～⑫については　　ページを参考にしながら、変更前後の内容を併記すること。

特定施設の設備
(表面処理施設の場合) (電気メッキ施設の場合)

工場又は事業場における施設番号	① 2	3
特定施設号番号及び名称	② 65号 酸による表面処理施設	66号 電気めっき施設
設備	③ 地上配管、排水溝、ためます	排水溝
構造	④ 配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製 厚さ 50mm	コンクリート製 厚さ 50 mm
主要寸法	⑤ 配管 直径 100mm × 長さ 30m 排水溝 幅 300mm × 深さ 200 mm × 長さ 3m ためます 縦 500mm × 横 500 mm × 高さ 400 mm (別添図一〇〇のとおり)	幅 300mm × 深さ 200 mm × 長さ 3m (途中で施設番号2の排水溝と合流)
配置	⑥ めっき工場棟1階 (別添図一2のとおり)	めっき工場棟1階 (別添図一2のとおり)
設置年月日	⑦平成 年 月 日 (新設・増設のときは記載の必要はありません。)	
工事着手予定年月日	⑧平成24年 6月 1日	平成24年 6月 1日
工事完成予定年月日	⑨平成24年 6月 4日	平成24年 6月 4日
使用開始予定年月日	⑩平成24年 6月 11日	平成24年 6月 11日
その他参考となるべき事項	⑪	

備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合は、本様式の提出することを要しない。

2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

別紙1の2 特定施設の設備についての記載例

[特定施設を新設する場合]

- ① 工場又は事業場における施設番号
 - ・特定施設に任意の番号を付すこと。また、「クロムライン1」等の名称があれば併せて記載すること。
- ② 特定施設号番号及び名称
 - ・水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号、特定施設の名称を記載すること。
- ③ 設備
 - ・特定施設に付帯する配管、排水溝等の設備の名称を記載すること。
 - ・配管については、地上配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などについても記載すること。
- ④ 構造
 - ・設備の材質及び形状を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること。
- ⑤ 主要寸法
 - ・設備のうち、主なものについて寸法を記載すること。
 - ・図面、カタログ等により省略する場合は、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
(例えば、平面図に材質や寸法等を記載し、断面図は省略しても構わない)
- ⑥ 配置
 - ・建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
 - ・図面等により省略する場合、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑦ 設置年月日
 - ・特定施設の変更（使用）の届出時のみ記載すること。
 - ・変更（使用）届出に関する特定施設の設置工事に着手した年月日を記載すること。
- ⑧ 工事着手予定年月日、⑨ 工事完成予定年月日、⑩ 使用開始予定年月日
 - ・特定施設に関するそれぞれの予定を記載すること。
 - ・工事着手とは、特定施設の設置に関する基礎工事を含む。
 - ・工事着手予定年月日は、届出受理日から実施の制限期間（第9条）である60日を経過した後の期日を記載すること。
 - ・事後の届出となった場合は、予定を二重線で見え消しするとともに遅延理由書を添付すること。
- ⑪ その他参考となるべき事項
 - ・特定施設に関し、参考となるべき事項を記載すること。
 - ・新設、増設等を記載すること。
(例) 新設：特定施設を初めて設置するもの
増設：特定施設を追加設置するもの
変更：既設の特定施設の構造等を変更するもの
移設：既設の特定施設を事業場内で移設するもの
 - ・構造変更等の場合、変更の要点を記載すること。
 - ・有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

別紙2

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	① 1	2			
特定施設号番号及び名称	② 66号の2 旅館業の用に供する ハ 入浴施設	65号 酸による表面処理施設			
設置場所	③ 別添図-2のとおり	別添図-2のとおり			
操業の系統	④ 別添図-3のとおり	別添図-3のとおり			
使用時間間隔	⑤ 0時～24時	0時～24時			
一日当たりの使用時間	⑥ 24時間	24時間			
使用の季節的変動	⑦ 夏期は使用人数が通常時の3割増	なし			
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	⑧ 石けん(入浴用) 500g／日	無水クロム酸5%溶液 (メッキ液用) 20L／日 クロメート処理剤 (クロメート処理用) 5L／日 (成分は別添MSDSのとおり) ふつ酸10%溶液 (メッキ液用) 5L／日			
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	⑨ pH	8.0	6.0～8.2	2.0	1.5
	BOD	15	25	10	50
	SS	20	50	500	1000
	6価クロム			20	40
	ふつ素			100	500
汚水等の量 (m ³ ／日)	通常	最大	通常	最大	
	⑩ 200	250	20	30	
その他参考となるべき事項	⑪	有害物質の使用方法は別添のとおり			

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙2 特定施設の使用方法についての記載例

- ① 工場又は事業場における施設番号
 - ・特定施設に任意の番号を付すこと。また、「クロムライン1」等の名称があれば併せて記載すること。
- ② 特定施設号番号及び名称
 - ・水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号、特定施設の名称を記載すること。
- ③ 設置場所
 - ・図面等により省略する場合は、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ④ 操業の系統
 - ・特定施設を含む操業の系統をフローシートにより表す。「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑤ 使用時間間隔
 - ・「9時～17時」等具体的な使用時間帯を記載すること。
- ⑥ 一日当たりの使用時間
 - ・一日当たりの平均的な使用時間を記載すること。
- ⑦ 使用の季節的変動
 - ・特定施設の使用状況が季節的変動する場合は、具体的にその状況を記載すること。
- ⑧ 原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量
 - ・特定施設を含む作業工程でのすべての原材料等を記載すること。
 - ・成分、含有量については、メーカー仕様書、M S D S (化学物質安全データシート) 等により記載するとともに、適宜関係資料の写しを添付すること。
 - ・有害物質の製造、処理を行っている場合には、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載すること。
- ⑨ 汚水等の汚染状態
 - ・特定施設から排出される汚水及び廃液の種類、汚染の状態を表す項目毎の通常及び最大濃度を記載すること。
 - ・種類、項目については、排水基準に定められたもののうち、p H、B O D (C O D)、S S 及び排出するおそれがある項目すべてとする。
 - ・排出するおそれがあるが、汚染の状態が小さく、定量下限値未満のものについては「N. D.」と記載すること。
- ⑩ 汚水等の量
 - ・特定施設から排出される汚水及び廃液の1日当たりの通常の量と最大の量について記載すること。
- ⑪ その他参考となるべき事項
 - ・特定施設に関し、参考となるべき事項を記載すること。
 - ・特定施設の使用方法の変更等の場合、変更の要点を記載すること。
 - ・特定施設以外の工程において有害物質を使用する場合、「別紙4. その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。
 - ・有害物質の使用方法等について記載すること。

※ 届出義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、できる限り添付すること。

別紙3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	① 4 (変更前)				4 (変更後)				
処理施設の設置場所	② 別添図一〇のとおり				別添図一〇のとおり				
設置年月日	③平成 2年10月 1日 (今回変更施設の設置年月日を記載)				平成 年 月 日				
工事着手予定年月日	④平成 5年10月 1日				平成 24年 6月 1日				
工事完成予定年月日	⑤平成 5年12月 20日				平成 24年 7月 1日				
使用開始予定年月日	⑥平成 5年12月 25日				平成 24年 7月 10日				
種類及び型式	⑦汚水処理施設、A社製 AC100型、 高濃度汚水処理施設、B社製 B1型				汚水処理施設、A社製 AC100型、 高濃度汚水処理施設、B社製 B1型				
構造	⑧ F R P 製				F R P 製				
主要寸法	⑨ 別添図一〇のとおり				別添図一〇のとおり				
能力	⑩ 800m ³ /日				900m ³ /日				
処理の方式	⑪ 標準活性汚泥法				標準活性汚泥法+加圧浮上分離				
処理の系統	⑫ 別添図一〇のとおり				別添図一〇のとおり				
集水及び導水の方法	⑬ 別添図一〇のとおり				別添図一〇のとおり				
使用時間間隔	⑭ 0時~24時				0時~24時				
1日当たりの使用時間	⑮ 24時間				24時間				
使用の季節変動	⑯ なし				なし				
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	⑰ 次亜塩素酸ナトリウム 5%溶液 (殺菌用) 1L/日 消石灰 (pH調整用) 5kg/日 高分子凝集剤 (凝集用) 2kg/日				次亜塩素酸ナトリウム 5%溶液 (殺菌用) 1L/日 消石灰 (pH調整用) 5kg/日 高分子凝集剤 (凝集用) 2kg/日				
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	⑱ pH	6.5	6.8	6.2	6.5	6.5	6.8	6.2	6.5
	BOD	300	20	350	25	300	20	350	25
	SS	250	35	300	40	250	35	300	40
	6価クロム					0.1	N.D.	0.2	N.D.
	ふつ素					20	3	25	5
⑲ 量 (m ³ /日)	300	300	350	350	500	500	600	600	
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	⑳汚泥 2t/月〇〇(株)に処分を委託				汚泥 3t/月〇〇(株)に処分を委託				
排出水の排出方法	㉑排水口→道路側溝→須川 別添図一〇のとおり				同左				
その他参考となるべき事項	㉒				増設 加圧浮上装置による高濃度廃液処理の追加による処理能力の増加				

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

2 排出水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙3 汚水等の処理の方法についての記載例

- ① 工場又は事業場における施設番号
 - ・汚水処理施設等に任意の番号を付すこと。また、名称があれば併せて記載すること。
- ② 処理施設の設置場所
 - ・「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する図面を添付すること。
- ③ 設置年月日
 - ・汚水処理施設の変更（使用）の届出時のみ記載すること。
 - ・変更（使用）届出に関する汚水処理施設の設置工事に着手した年月日を記載すること。
- ④ 工事着手予定年月日、⑤ 工事完成予定年月日、⑥ 使用開始予定年月日
 - ・汚水処理施設に関するそれぞれの予定を記載すること。
 - ・工事着手とは、汚水処理施設の設置に関する基礎工事を含む。
 - ・工事着手予定年月日は、届出受理日から実施の制限期間である60日を経過した後の期日を記載すること。
 - ・事後の届出となった場合、予定を二重線で見え消しするとともに遅延理由書を添付すること。
- ⑦ 種類及び型式
 - ・汚水処理施設の種類、メーカー名、型式等を記載すること。
- ⑧ 構造
 - ・材質及び形状を記載すること。
 - ・図面、カタログ等により省略する場合は、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑨ 主要寸法
 - ・汚水処理施設の寸法を記載すること。
 - ・図面、カタログ等により省略する場合は、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑩ 能力
 - ・汚水処理施設の能力を記載すること。また、能力の根拠を記載した設計計算書を添付すること。
- ⑪ 処理の方式
 - ・「標準活性汚泥法」、「凝集沈殿法」等の汚水処理の方法を記載すること。
- ⑫ 処理の系統
 - ・「別添図一〇のとおり」と記載し、汚水処理系統のフローシートを記載した資料を添付すること。
- ⑬ 集水及び導水の方法
 - ・「別添図一〇のとおり」と記載し、集水、導水のフローを記載した図面等を添付すること。
- ⑭ 使用時間間隔
 - ・「9時～17時」等の具体的な使用時間帯を記載すること。
- ⑮ 一日当たりの使用時間
 - ・一日当たりの平均的な使用時間を記載すること。
- ⑯ 使用の季節的変動
 - ・汚水処理の方法に季節的変動がある場合は具体的にその状況を記載すること。
- ⑰ 消耗資材の1日当たりの用途別使用量
 - ・汚水処理工程でのすべての消耗資材を記載すること。
- ⑲ 汚水等の汚染状態

- ・汚水、廃液の種類、汚染の状態を表す項目毎の通常、最大濃度を処理前及び処理後について記載すること。
- ・種類、項目については、排水基準に定められたもののうち、pH、BOD(COD)、SS及び排出するおそれがある項目すべてとすること。
- ・流入、排出するおそれがあるが、その濃度が著しく低く、定量下限値未満のものについては「N.D.」と記載すること。

⑯ 量

- ・1日当たりの通常の量と最大の量を処理前及び処理後について記載すること。

⑰ 残さの種類、1ヶ月間の種類別生成量及び処理方法

- ・汚水処理施設から排出される残さの種類、1か月間の種類別生成量及び処理方法について具体的に記載すること。

㉑ 排出水の排出方法

- ・「別添図一〇のとおり」と記載し、排水口の位置及び数を記載した図面を添付すること。

㉒ その他参考となるべき事項

- ・汚水処理施設に関し、参考となるべき事項を記載すること。
- ・汚水処理施設の使用方法の変更等の場合、変更の要点を記載すること。
- ・新設、増設等を記載すること。

(例) 新設：汚水処理施設を初めて設置するもの

増設：汚水処理施設を追加設置するもの

変更：既設の汚水処理施設の構造、使用方法等を変更するもの

移設：既設の汚水処理施設を事業場内で移設するもの

既設：既存の汚水処理施設

※ なお、特定施設の排水処理施設とは別に、事務所排水を処理する施設（合併処理浄化槽等）がある場合、本用紙を使用し記載すること。

排出水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号		① 排水口1		排水口2	
排出水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	② pH	6.8	6.5		
	BOD	20	25		
	SS	35	40		
	6価クロム	N.D	N.D		
	ふつ素	3	5	雨水のみ	雨水のみ
③ 排出水の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	500	600	0	X	
④ その他参考となるべき事項	産業分類の細分類：○○○○ 公害防止担当部・課：○○部○○課 公害防止担当者：○○課 ○○ ○○ 連絡先：電話 000-000-0000 (内線000) FAX 000-000-0000 主要製品品目：○○○○ 従業員数：000人 事業場敷地面積：0000m ² 操業開始年月日：平成○年○月○日 事業場案内図：別添図一〇のとおり (下水道接続のための構造等変更届出の場合、下記事項を追加) 下水道への接続予定年月日：平成○○年○月○日 接続箇所までの排水経路図：別添図一〇のとおり 有害物質(○○)を△△工程で○○l/日使用(廃液は全量回収し、 産業廃棄物処理業者である株○○に処理委託)				

備考 排出水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙4 排出水の汚染状態及び量についての記載例

① 工場又は事業場における施設番号

- ・排水口（雨水専用の排水口も含む）毎に任意の番号を付し、「排水口1」等と記載すること。

② 排出水の汚染状態

- ・排水口毎に排出水の種類、汚染の状態を表す項目毎の通常及び最大濃度を記載すること。
- ・種類、項目については、排水基準が定められたもののうち、pH、BOD(COD)、SS及び排出するおそれがある項目すべてを記載すること。なお、排水基準が適用される事業場にあっては、記載された項目について、定期的に法又は自主管理要領により測定を実施することになる。
- ・流入、排出するおそれがあるが、その濃度が著しく低く、定量下限値未満のものについては「N.D.」と記載すること。
- ・雨水のみの排水口で、汚濁物質等が排出されるおそれがない場合は「雨水のみ」と記載すること。

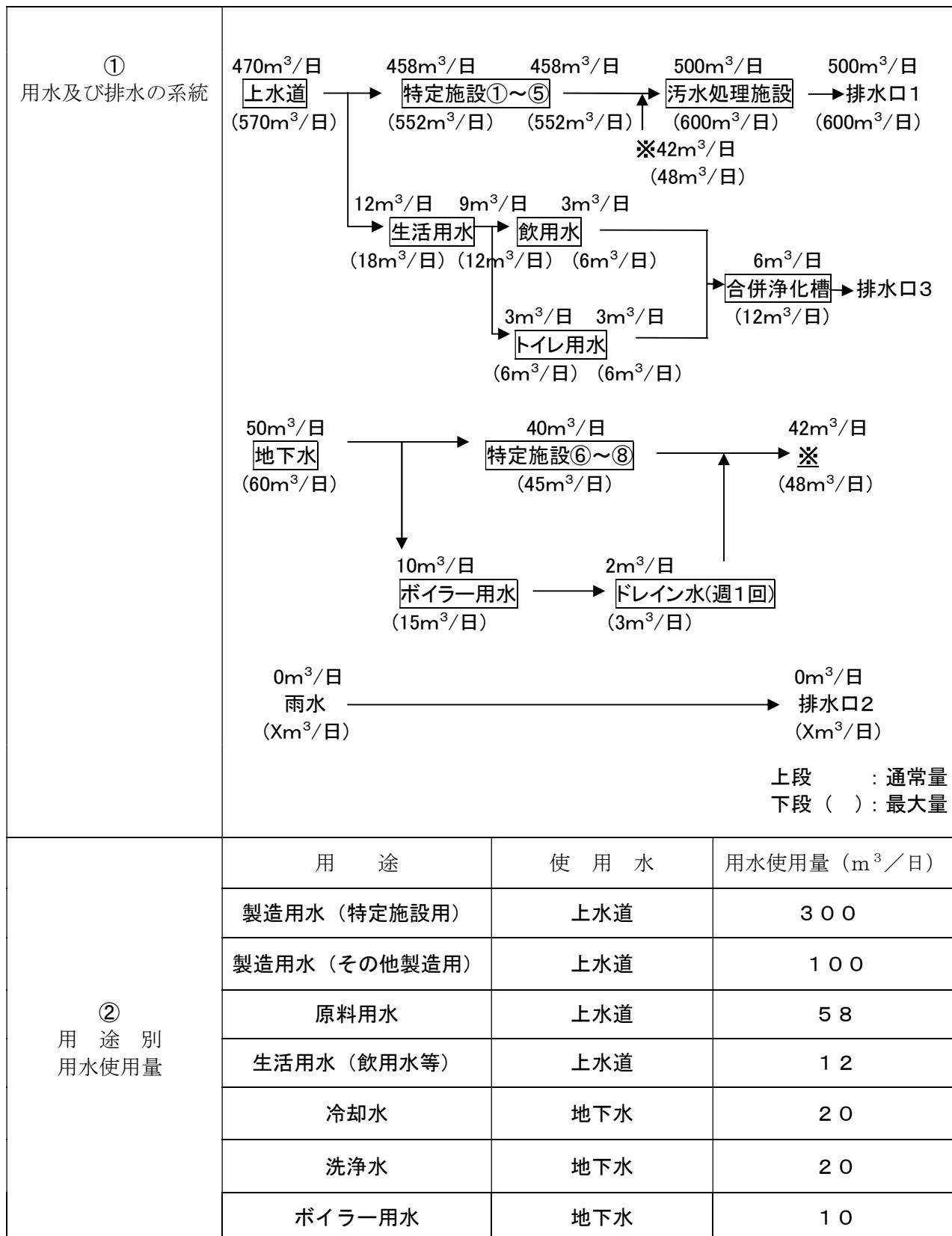
③ 排出水の量

- ・排水口毎に、1日当たりの通常及び最大の水量を記載すること。
- ・雨水のみの排水口の場合は、通常0m³、最大Xm³と記載すること。

④ その他参考となるべき事項

- ・次の事項について記載すること。
- ・産業分類の細分類
- ・公害防止担当部・課、担当者及び連絡先
- ・主要製品品目
- ・従業員数
- ・事業場敷地面積
- ・操業開始年月日
- ・事業場案内図（別添図面として添付すること。）
- ・特定施設以外の工程で使用する有害物質の使用方法等
(下水道接続のための構造等変更届出の場合、下記事項を追加)
- ・下水道への接続予定年月日
- ・接続箇所までの排水経路図

用水及び排水の系統



別紙6 工場及び事業場の用排水の系統についての記載例

① 用水及び排水の系統

- ・工場又は事業場における用水及び排水の系統をフローシートにより記載すること（雨水専用の排水口も含む）。
- ・特定施設及び汚水処理施設について、該当する施設番号を記載すること。
- ・各工程における通常及び最大の水量を記載すること。
- ・水量については、別紙2「特定施設の使用の方法」の汚水等の量⑩、別紙3「汚水等の処理の方法」の汚水等の量⑪、別紙4「排出水の汚染状態及び量」の排出水の量③及び別紙6「用水及び排水の系統」の用途別用水使用量②との整合を図ること。
- ・スペースの関係で記載できない場合は、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する図面を添付すること。

② 用途別用水使用量

- ・工場又は事業場における用水の使用状況について、用途、使用水及び使用量を記載すること。
- ・用水使用量の収支（入る量と出る量）は必ず一致させること。

(用途の例)

製造用水（特定施設用）、製造用水（その他製造用）、生活用水、洗浄水等

(使用水の例)

上水道、工業用水道、地下水、湧水、河川水、雨水等

B 【全量下水道等へ放流している有害物質使用特定施設の場合】

様式第1（第3条関係）（表面）

①

特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）設置（~~使用、変更~~）届出書

平成24年 4月 1日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

氏名又は名称及び住所並びに法

人にあってはその代表者の氏名

② 〒999-8570 山形市松波二丁目8番1号

届出者 株式会社 やまがた

代表取締役 山形 太郎 印

③

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	④ 株式会社やまがた 松波事業場		※整理番号	
工場又は事業場の所在地	⑤ 〒999-8570 山形市松波2丁目8番1号		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類			※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果		
△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考		
△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2とおり。			
△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。			
△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。			
△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。			
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。			
有害物質使用特定施設の種類				
△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。			
△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。			
△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。			
△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。			
△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。			

様式第1 (裏面)

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	(6) <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。	
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。	

備考1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称を記載すること。

- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 8 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第1の記載例についてはAと同じ

[設置・使用の場合]

① 届出の種類

- ・設置（使用、変更）のうち、該当する届出の種類を残し、不要な部分を二重線で見え消しすること（訂正印不要）。

② 届出者

ア 氏名等

- ・個人の場合は、氏名を記載し、押印すること。
- ・法人の場合、名称、代表者氏名を記載し、押印すること。
- ・任意組合、共同企業体の場合、届出代表者に対する構成員（企業）全員（社）の委任状を添付すること。
ただし、協定書等により代表者を明確に規定している場合は、その協定書等を添付することにより委任状を省略することができる。

イ 押印の省略

- ・本人（個人又は法人の代表者）の署名により押印を省略することができる。

ウ 代理人による届出

- ・届出義務者以外のものが代理で届出をする場合は、委任状を添付すること。
なお、委任状の内容に変更がない場合は、以後の届出に係る委任状は省略できる。

エ 住所

- ・届出者の住所、郵便番号を記載すること。

③ 届出の条項

- ・①に準じる。

④ 工場又は事業場の名称

- ・正式名称を記載する。名称が決定していない場合、仮称を記載し（仮）をつけること。（正式名称が決定した後、30日以内に氏名等変更届出書により正式名称を届け出ること。）

⑤ 工場又は事業場の所在地

- ・工場又は事業場の代表地番、郵便番号を記載する。代表地番が決定していない場合、○一〇〇他〇筆と記載し、代表地番が決定した後、30日以内に氏名等変更届出書により届け出ること。）

⑥ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別

- ・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記載すること。

[変更の場合]

- ・変更届出の場合、様式第1及び変更に関する別紙以外は省略してもよい。その場合、変更前後を対照する等、変更点が明確にわかるよう記載すること。

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造

(表面処理施設の場合)

(電気めっき施設の場合)

工場又は事業場における施設番号	① 1	2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	② 有害物質使用特定施設(65号)	有害物質使用特定施設(66号)
型式	③ 浸漬式 (AB社製 AB-30型)	全自動バレル回転式 (CD社製 CD-30型)
構造	④ 鉄製、内部を塩化ビニールライニング (別添図-1のとおり)	鉄製、内部を塩化ビニールライニング (別添図-1のとおり)
主要寸法	⑤ 槽寸法 縦 横 高さ 1000mm×500mm×425mm	装置全体寸法 縦 横 高さ 1m×10m×1.5m (各槽の寸法は別添資料-〇のとおり)
能力	⑥ A製品 5,000個/日	B製品 3,000個/日
配置	⑦ めっき工場棟1階 (別添図-2のとおり)	めっき工場棟1階 (別添図-2のとおり)
床面及び周囲	⑧ 床面は厚さ100mmのコンクリート 施設周囲に150mmの防液堤(貯留量5m ³)を設け、流出を防止	床面は厚さ100mmのコンクリート 施設周囲には側溝を設け、流出を防止
設置年月日	⑨平成 年 月 日 (新設・増設のときは記載の必要はありません。)	平成 年 月 日
工事着手予定年月日	⑩平成24年 6月 1日	平成24年 6月 1日
工事完成予定年月日	⑪平成24年 6月 4日	平成24年 6月 4日
使用開始予定年月日	⑫平成24年 6月 11日	平成24年 6月 4日
その他参考となるべき事項	⑬	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙 12 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造についての記載例

[特定施設を新設する場合]

- ① 工場又は事業場における施設番号
 - ・特定施設に任意の番号を付すこと。また、「クロムライン1」等の名称があれば併せて記載すること。
- ② 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別
 - ・有害物質使用特定施設の場合は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号も記載すること。
- ③ 型式
 - ・浸漬式、全自動○○式、自動式○○等その施設の呼称を記載すること。
 - ・併せて、メーカー名、型式等を記載すること（型番などがない場合、記載不要）。
- ④ 構造
 - ・材質及び形状を記載すること。
 - ・図面、カタログ等により省略する場合、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑤ 主要寸法
 - ・特定施設の寸法を記載する。各施設をまとめて記載する場合は、「別添資料一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。また、図面、カタログ等により省略する場合は、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑥ 能力
 - ・特定施設の能力を記載すること。何に対する能力であるか及び単位を明確に記載すること。
 - ・図面、カタログ等により省略する場合は、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑦ 配置
 - ・特定施設の配置を記載すること。
 - ・図面等により省略する場合、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑧ 床面及び周囲
 - ・床面は材質を記載し、周囲は流出を防止するできる装置などを記載すること。
 - ・防液堤等については、できるだけ容量も記載すること。
- ⑨ 設置年月日
 - ・特定施設の変更（使用）の届出時のみ記載すること。
 - ・変更（使用）届出に関する特定施設の設置工事に着手した年月日を記載すること。
- ⑩ 工事着手予定年月日、⑪ 工事完成予定年月日、⑫ 使用開始予定年月日
 - ・特定施設に関するそれぞれの予定を記載すること。
 - ・工事着手とは、特定施設の設置に関する基礎工事を含む。
 - ・工事着手予定年月日は、届出受理日から実施の制限期間（第9条）である60日を経過した後の期日を記載すること。
 - ・事後の届出となった場合は、予定を二重線で見え消しするとともに遅延理由書を添付すること。
- ⑬ その他参考となるべき事項
 - ・特定施設に関し、参考となるべき事項を記載すること。
 - ・新設、増設等を記載すること。
 - ・構造変更等の場合、変更の要点を記載すること。

[特定施設の構造等を変更する場合]

記載例はAと同様な形式で記載すること

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

(表面処理施設の場合)

(電気メッキ施設の場合)

工場又は事業場における施設番号	① 1	2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	② 有害物質使用特定施設（65号）	有害物質使用特定施設（66号）
設備	③ 地上配管、排水溝、ためます	排水溝
構造	④ 配管 ステンレス製 排水溝、ためます コンクリート製 厚さ 50mm	コンクリート製 厚さ 50mm
主要寸法	⑤ 配管 直径 100mm × 長さ 30m 排水溝 幅 300mm × 深さ 200 mm × 長さ 3m ためます 縦 500mm × 横 500 mm × 高さ 400 mm (別添図—〇〇のとおり)	幅 300mm × 深さ 200 mm × 長さ 3m (途中で施設番号2の排水溝と合流)
配置	⑥ めっき工場棟1階 (別添図—2のとおり)	めっき工場棟1階 (別添図—2のとおり)
設置年月日	⑦平成 年 月 日 (新設・増設のときは記載の必要はありません。)	平成 年 月 日
工事着手予定年月日	⑧平成24年 6月 1日	平成24年 6月 1日
工事完成予定年月日	⑨平成24年 6月 4日	平成24年 6月 4日
使用開始予定年月日	⑩平成24年 6月 11日	平成24年 6月 11日
その他参考となるべき事項	⑪	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

別紙 13 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備についての記載例

[特定施設を新設する場合]

- ① 工場又は事業場における施設番号
 - ・特定施設に任意の番号を付すこと。また、「クロムライン1」等の名称があれば併せて記載すること。
- ② 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別
 - ・有害物質使用特定施設の場合には、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号も記載すること。
- ③ 設備
 - ・特定施設に付帯する配管、排水溝等の設備の名称を記載すること。
 - ・配管については、地上配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などについても記載すること。
- ④ 構造
 - ・設備の材質及び形状を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること。
- ⑤ 主要寸法
 - ・設備のうち、主なものについて寸法を記載すること。
 - ・図面、カタログ等により省略する場合は、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。（例えば、平面図に材質や寸法等を記載し、断面図は省略しても構わない。）
- ⑥ 配置
 - ・建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
 - ・図面等により省略する場合、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑦ 設置年月日
 - ・特定施設の変更（使用）の届出時のみ記載すること。
 - ・変更（使用）届出に関する特定施設の設置工事に着手した年月日を記載すること。
- ⑧ 工事着手予定年月日、⑨ 工事完成予定年月日、⑩ 使用開始予定年月日
 - ・特定施設に関するそれぞれの予定を記載すること。
 - ・工事着手とは、特定施設の設置に関する基礎工事を含む。
 - ・工事着手予定年月日は、届出受理日から実施の制限期間（第9条）である60日を経過した後の期日を記載すること。
 - ・事後の届出となった場合は、予定を二重線で見え消しするとともに遅延理由書を添付すること。
- ⑪ その他参考となるべき事項
 - ・特定施設に関し、参考となるべき事項を記載すること。
 - ・新設、増設等を記載すること。
（例）新設：特定施設を初めて設置するもの
増設：特定施設を追加設置するもの
変更：既設の特定施設の構造等を変更するもの
移設：既設の特定施設を事業場内で移設するもの

- ・構造変更等の場合、変更の要点を記載すること。
- ・有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法
 (表面処理施設の場合) (電気メッキ施設の場合)

工場又は事業場における施設番号	① 1	2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	② 有害物質使用特定施設(65号)	有害物質使用特定施設(66号)
設置場所	③ めっき工場棟1階 (別添図-2のとおり)	めっき工場棟1階 (別添図-2のとおり)
操業の系統	④ 別添図-3のとおり	別添図-3のとおり
使用時間間隔	⑤ 0時～24時	週に2～3日程度使用し、 13時～17時
一日当たりの使用時間	⑥ 24時間	4時間
使用の季節的変動	⑦ なし	6月中旬～7月中旬 100%稼動 12月中旬～1月中旬 30%稼動 その他 70%稼動
原材料(消耗資材を含む。) の種類、使用方法及び1日 当たりの使用量(有害物質 使用指定施設の場合に限る。)	⑧ 無水クロム酸5%溶液 (メッキ液用) 20L/日 クロメート処理剤 (クロメート処理用) 5L/日 (成分は別添MSDSのとおり) ふつ酸10%溶液 (メッキ液用) 5L/日	無水クロム酸5%溶液 (メッキ液用) 20L/日 クロメート処理剤 (クロメート処理用) 5L/日 (成分は別添MSDSのとおり) ふつ酸10%溶液 (メッキ液用) 5L/日
貯蔵する有害物質の種類 (有害物質貯蔵指定施設の 場合に限る。)	⑨	
その他参考となるべき事項	⑩	

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それ
ぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載
すること。

別紙 14 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用方法についての記載例

- ① 工場又は事業場における施設番号
 - ・特定施設に任意の番号を付すこと。また、「クロムライン1」等の名称があれば併せて記載すること。
- ② 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別
 - ・有害物質使用特定施設の場合には、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号も記載すること。
- ③ 設置場所
 - ・図面等により省略する場合は、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ④ 操業の系統
 - ・特定施設を含む操業の系統をフローシートにより表す。「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑤ 使用時間間隔
 - ・「9時～17時」等具体的な使用時間帯を記載すること。
- ⑥ 一日当たりの使用時間
 - ・一日当たりの平均的な使用時間を記載すること。
- ⑦ 使用の季節的変動
 - ・特定施設の使用状況が季節的変動する場合は、具体的にその状況を記載すること。
- ⑧ 原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。)
 - ・特定施設を含む作業工程でのすべての原材料等を記載すること。
 - ・成分、含有量については、メーカー仕様書、M S D S（化学物質安全データシート）等により記載するとともに、適宜関係資料の写しを添付すること。
 - ・有害物質の製造、処理を行っている場合には、製造、処理を行っている有害物質の種類を記載すること。
- ⑨ 貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）
 - ・特定施設の場合は記載不要。
- ⑩ その他参考となるべき事項
 - ・特定施設に関し、参考となるべき事項を記載すること。
 - ・特定施設の使用方法の変更等の場合、変更の要点を記載すること。
 - ・特定施設以外の工程において有害物質を使用する場合、「別紙4. その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。
 - ・有害物質の使用方法等について記載すること。

※ 届出義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、できる限り添付すること。

用水及び排水の系統（搬入及び排出の系統）

<p>① 施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び排出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<pre> graph LR A[上水道 (56m³/日)] --> B[有害物質施設①～⑤ (56m³/日)] B --> C[下水道放流 (60m³/日)] D[地下水 (4m³/日)] --> E[有害物質施設⑥～⑧ (4m³/日)] E --> B </pre>		
	上段 : 通常量 下段 () : 最大量		
<p>② 用途別 用水使用量</p>	用 途	使 用 水	用水使用量 (m ³ ／日)
	めっき等工程	上水道	4 7
	めっき等工程	地下水	3

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

別紙 15 用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）についての記載例

① 用水及び排水の系統

- ・工場又は事業場における用水及び排水の系統をフローシートにより記載すること。
- ・特定施設について、該当する施設番号を記載すること。
- ・各工程における通常及び最大の水量を記載すること。
- ・水量については、用途別用水使用量②との整合を図ること。
- ・スペースの関係で記載できない場合は、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する図面を添付すること。

② 用途別用水使用量

- ・工場又は事業場における用水の使用状況について、用途、使用水及び使用量を記載すること。
- ・用水使用量の収支（入る量と出る量）は必ず一致させること。

（用途の例）

めっき用水（特定施設用）

（使用水の例）

上水道、工業用水道、地下水、湧水、河川水等

C 【有害物質貯蔵指定施設の場合】

様式第1（第3条関係）（表面）

①

~~特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）設置~~（使用、変更）~~届出書

平成24年 4月 1日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

氏名又は名称及び住所並びに法

人にあってはその代表者の氏名

② 〒999-8570 山形市松波二丁目8番1号

届出者 株式会社 やまがた

代表取締役 山形 太郎 印

③

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）の規定により、~~特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		④ 株式会社やまがた 松波事業場	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		⑤ 〒999-8570 山形市松波2丁目8番1号	※受理年月日	年 月 日
第5条第1項関係	特定施設の種類		※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2とおり。		
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。		
	△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
	有害物質使用特定施設の種類			
	△有害物質使用特定施設の構造	別紙7のとおり。		
第5条第2項関係	△有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8のとおり。		
	△汚水等の処理の方法	別紙9のとおり。		
	△特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10のとおり。		
	△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11のとおり。		

様式第1 (裏面)

第 5 条 第 3 項 関 係	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	(6) <input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13のとおり。	
	△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14のとおり。	
	△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15のとおり。	

備考1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、令別表第一に掲げる号番号及び名称を記載すること。

- 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
- 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。
- 6 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 8 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第1の記載例についてはAと同じ

[設置・使用の場合]

① 届出の種類

- ・設置（使用、変更）のうち、該当する届出の種類を残し、不要な部分を二重線で見え消しすること（訂正印不要）。

② 届出者

ア 氏名等

- ・個人の場合は、氏名を記載し、押印すること。
- ・法人の場合、名称、代表者氏名を記載し、押印すること。
- ・任意組合、共同企業体の場合、届出代表者に対する構成員（企業）全員（社）の委任状を添付すること。
ただし、協定書等により代表者を明確に規定している場合は、その協定書等を添付することにより委任状を省略することができる。

イ 押印の省略

- ・本人（個人又は法人の代表者）の署名により押印を省略することができる。

ウ 代理人による届出

- ・届出義務者以外のものが代理で届出をする場合は、委任状を添付すること。
なお、委任状の内容に変更がない場合は、以後の届出に係る委任状は省略できる。

エ 住所

- ・届出者の住所、郵便番号を記載すること。

③ 届出の条項

- ・①に準じる。

④ 工場又は事業場の名称

- ・正式名称を記載する。名称が決定していない場合、仮称を記載し（仮）をつけること。（正式名称が決定した後、30日以内に氏名等変更届出書により正式名称を届け出ること。）

⑤ 工場又は事業場の所在地

- ・工場又は事業場の代表地番、郵便番号を記載する。代表地番が決定していない場合、○一〇〇他〇筆と記載し、代表地番が決定した後、30日以内に氏名等変更届出書により届け出ること。）

⑥ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別

- ・有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記載すること。

[変更の場合]

- ・変更届出の場合、様式第1及び変更に関する別紙以外は省略してもよい。その場合、変更前後を対照する等、変更点が明確にわかるよう記載すること。

有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造

工場又は事業場における施設番号	① 1	2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	② 有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
型式	③ 貯蔵タンク (A B 社製 A B - 3 0 型)	貯蔵タンク (C D 社製 C D - 3 0 型)
構造	④ ステンレス製 (別添図—1のとおり)	ポリエチレン製 (別添図—1のとおり)
主要寸法	⑤ 槽寸法 直径 高さ 1500mm × 6000mm	縦 横 高さ 1000mm × 1000m × 1500m (別添図—1のとおり)
能力	⑥ 貯蔵量 1, 000L	貯蔵量 1, 500L
配置	⑦ めっき工場棟 1 階に設置 (別添図—2のとおり)	化学工場の屋外に設置 (別添図—2のとおり)
床面及び周囲	⑧ 床面は厚さ 100 mm のコンクリート 施設周囲には側溝を設け、流出を 防止	床面は厚さ 100 mm のコンクリート で、エポキシ樹脂で被覆 施設周囲に 150mm の防液堤 (貯留量 3 m3) を設け、流出を防止
設置年月日	⑨平成 年 月 日 (新設・増設のときは記載の必要はありません。)	平成 年 月 日
工事着手予定年月日	⑩平成 24 年 6 月 1 日	平成 24 年 6 月 1 日
工事完成予定年月日	⑪平成 24 年 6 月 4 日	平成 24 年 6 月 4 日
使用開始予定年月日	⑫平成 24 年 6 月 11 日	平成 24 年 6 月 4 日
その他参考となるべき事項	⑬	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙 12 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造についての記載例

[貯蔵指定施設を新設する場合]

- ① 工場又は事業場における施設番号
 - ・貯蔵指定施設に任意の番号を記載すること。
- ② 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別
 - ・有害物質貯蔵指定施設の場合は、有害物質貯蔵指定施設と記載すること。
- ③ 型式
 - ・貯蔵タンク等その施設の呼称を記載すること。
 - ・併せて、メーカー名、型式等を記載すること（型番などがない場合、記載不要）。
- ④ 構造
 - ・材質及び形状を記載すること。
 - ・図面、カタログ等により省略する場合、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑤ 主要寸法
 - ・貯蔵指定施設の寸法を記載する。また、図面、カタログ等により省略する場合は、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑥ 能力
 - ・貯蔵指定施設の最大貯蔵量を記載すること。
 - ・図面、カタログ等により省略する場合は、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑦ 配置
 - ・貯蔵指定施設の配置を記載すること。
 - ・図面等により省略する場合、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑧ 床面及び周囲
 - ・床面は材質を記載し、周囲は流出を防止するできる装置などを記載すること。
 - ・防液堤等については、できるだけ容量も記載すること。
- ⑨ 設置年月日
 - ・貯蔵指定施設の変更（使用）の届出時のみ記載すること。
 - ・変更（使用）届出に関する貯蔵指定施設の設置工事に着手した年月日を記載すること。
- ⑩ 工事着手予定年月日、⑪ 工事完成予定年月日、⑫ 使用開始予定年月日
 - ・貯蔵指定施設に関するそれぞれの予定を記載すること。
 - ・工事着手とは、貯蔵指定施設の設置に関する基礎工事を含む。
 - ・工事着手予定年月日は、届出受理日から実施の制限期間（第9条）である60日を経過した後の期日を記載すること。
 - ・事後の届出となった場合は、予定を二重線で見え消しするとともに遅延理由書を添付すること。
- ⑬ その他参考となるべき事項
 - ・貯蔵指定施設に関し、参考となるべき事項を記載すること。
 - ・新設、増設等を記載すること。
 - ・構造変更等の場合、変更の要点を記載すること。

[貯蔵指定施設の構造等を変更する場合]

記載例はAと同様な形式で記載すること

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	① 1	2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	② 有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設備	③ 地上配管、バルブ、フランジ	なし
構造	④ 配管、バルブ、フランジ (すべてステンレス製)	
主要寸法	⑤ 配管：直径 200mm × 50m バルブ：2箇所 フランジ：3箇所 (別添図—〇〇のとおり)	
配置	⑥ めっき工場棟 1階から 2階 (別添図—2のとおり)	
設置年月日	⑦平成 年 月 日 (新設・増設のときは記載の必要はありません。)	平成 年 月 日
工事着手予定年月日	⑧平成 24 年 6 月 1 日	平成 24 年 6 月 1 日
工事完成予定年月日	⑨平成 24 年 6 月 4 日	平成 24 年 6 月 4 日
使用開始予定年月日	⑩平成 24 年 6 月 11 日	平成 24 年 6 月 11 日
その他参考となるべき事項	⑪	

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

別紙 13 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の設備についての記載例

[貯蔵指定施設を新設する場合]

- ① 工場又は事業場における施設番号
 - ・貯蔵指定施設に任意の番号を記載すること。
- ② 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別
 - ・有害物質貯蔵指定施設の場合は、有害物質貯蔵指定施設と記載すること。
- ③ 設備
 - ・貯蔵指定施設に付帯する配管等の設備の名称を記載すること。
 - ・配管については、地上配管（トレンチ）、地下配管（埋設）などについても記載すること。
- ④ 構造
 - ・設備の材質及び形状を記載するとともに、検知設備を有する場合にはその旨記載すること。
- ⑤ 主要寸法
 - ・設備のうち、主なものについて寸法を記載すること。
 - ・図面、カタログ等により省略する場合は、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。（例えば、平面図に材質や寸法等を記載し、断面図は省略しても構わない。）
- ⑥ 配置
 - ・建物の名称・位置等を記載するとともに、地下に設置されている場合にはその旨を明記すること。
 - ・図面等により省略する場合、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑦ 設置年月日
 - ・貯蔵指定施設の変更（使用）の届出時のみ記載すること。
 - ・変更（使用）届出に関する貯蔵指定施設の設置工事に着手した年月日を記載すること。
- ⑧ 工事着手予定年月日、⑨ 工事完成予定年月日、⑩ 使用開始予定年月日
 - ・貯蔵指定施設に関するそれぞれの予定を記載すること。
 - ・工事着手とは、貯蔵指定施設の設置に関する基礎工事を含む。
 - ・工事着手予定年月日は、届出受理日から実施の制限期間（第9条）である60日を経過した後の期日を記載すること。
 - ・事後の届出となった場合は、予定を二重線で見え消しするとともに遅延理由書を添付すること。
- ⑪ その他参考となるべき事項
 - ・貯蔵指定施設に関し、参考となるべき事項を記載すること。
 - ・新設、増設等を記載すること。
(例) 新設：貯蔵指定施設を初めて設置するもの
増設：貯蔵指定施設を追加設置するもの
変更：既設の貯蔵指定施設の構造等を変更するもの
移設：既設の貯蔵指定施設を事業場内で移設するもの
 - ・構造変更等の場合、変更の要点を記載すること。
 - ・有害物質を含む水が流れない場合には、構造等に関する基準が適用されないので、その他参考となるべき事項の欄にその旨記載すること。

別紙 14

有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	① 1	2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	② 有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設置場所	③ めっき工場棟 1 階に設置 (別添図－2 のとおり)	化学工場の屋外に設置 (別添図－2 のとおり)
操業の系統	④ ○○反応施設にベンゼンを供給 (別添図－3 のとおり)	廃液の貯蔵
使用時間間隔	⑤ 0 時～24 時	1 回／日
一日当たりの使用時間	⑥ 24 時間	5 分／回
使用の季節的変動	⑦ なし	6 月中旬～7 月中旬 100%稼動 12 月中旬～1 月中旬 30%稼動 その他 70%稼動
原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量(有害物質使用指定施設の場合に限る。)	⑧	
貯蔵する有害物質の種類(有害物質貯蔵指定施設の場合に限る)	⑨ ベンゼン (80～90%)	シアンを含む廃液 (含有率 10～15%)
その他参考となるべき事項	⑩	廃液は 2 m ³ /月○○(株)に処分を委託

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

別紙 14 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の使用方法についての記載例

- ① 工場又は事業場における施設番号
 - ・貯蔵指定施設に任意の番号を記載すること。
- ② 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別
 - ・有害物質貯蔵指定施設の場合は、有害物質貯蔵指定施設と記載すること。
- ③ 設置場所
 - ・図面等により省略する場合は、「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ④ 操業の系統
 - ・貯蔵指定施設を含む操業の系統をフローシートにより表す。「別添図一〇のとおり」と記載し、対応する資料を添付すること。
- ⑤ 使用時間間隔
 - ・「9時～17時」等具体的な使用時間帯を記載すること。
- ⑥ 一日当たりの使用時間
 - ・一日当たりの平均的な使用時間を記載すること。
- ⑦ 使用の季節的変動
 - ・貯蔵指定施設の使用状況が季節的変動する場合は、具体的にその状況を記載すること。
- ⑧ 原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量（有害物質使用特定施設の場合に限る。）
 - ・貯蔵指定施設の場合は記載不要。
- ⑨ 貯蔵する有害物質の種類（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）
 - ・成分、含有量については、メーカー仕様書、M S D S（化学物質安全データシート）等により記載するとともに、適宜関係資料の写しを添付すること。
- ⑩ その他参考となるべき事項
 - ・貯蔵指定施設に関し、参考となるべき事項を記載すること。
 - ・貯蔵指定施設の使用方法の変更等の場合、変更の要点を記載すること。
 - ・貯蔵指定施設以外の工程において有害物質を使用する場合、「別紙 4. その他参考となるべき事項」の欄に記載すること。
 - ・有害物質の使用方法等について記載すること。

※ 届出義務とはなっていないが、管理要領、点検頻度、同等以上の点検の内容などについて、できる限り添付すること。

別紙 15

用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

<p>① 施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）</p>	<p>(記載例 1) 搬入：タンクローリーから供給 1回／週、1時間／1回 搬出：配管をとおり、特定施設（施設番号：1）に供給 連続供給 20L／日</p> <p>※ 搬入及び搬出の系統がわかる図面は別添図一〇のとおり</p> <p>(記載例 2) 搬入：シアンを含む廃液を1日1回、ポリタンクを用いて施設に搬入 搬出：産業廃棄物処理業者が用意したタンクに、ホースにて搬出</p> <p>※ 搬入及び搬出の系統がわかる図面は別添図一〇のとおり</p>																					
<p>② 用 途 別 用 水 使用 量</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用 途</th><th>使 用 水</th><th>用 水 使用 量 (m³ / 日)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	用 途	使 用 水	用 水 使用 量 (m ³ / 日)																		
用 途	使 用 水	用 水 使用 量 (m ³ / 日)																				

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

別紙 15 用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）についての記載例

① 用水及び排水の系統

搬入及び搬出の系統が分かる図面(別添図一〇のとおり)と記載し、対応する図面を添付すること。

② 用途別用水使用量

有害物質貯蔵指定施設の場合は、用途別用水使用量の欄には記載しないこと

添付図面等の作成上の注意点

- 1 特定施設等の構造図（図－1 参照）
 - ・特定施設等の構造、形状、寸法等を記載すること。
 - ・特定施設等の構造等がわかれれば、カタログ等でもよい。
- 2 特定施設等配置図（図－2、図－2－2 参照）
 - ・特定施設等の配置がわかるように、配置図に特定施設等の番号を記載すること。
 - ・有害物質等を使用している事業場は、配管、排水溝、防液堤、貯蔵指定施設等の飛散、流出及び浸透防止措置に関する状況を図面等に記載すること。
- 3 操業の系統図（図－3 参照）
 - ・特定施設等を使用する工程における原料から製品までの操業の系統を記載すること。
 - ・旅館業、飲食店等のサービス業については添付不要。
- 4 汚水処理施設の構造図（図－4 参照）
 - ・汚水処理施設の構造、形状、寸法等を記載すること。
 - ・汚水処理施設の構造等がわかれれば、カタログ等でもよい。
- 5 汚水処理の系統図（図－5 参照）
 - ・汚水処理の系統をフローシート形式にして記載すること。
- 6 汚水の集水及び導水の方法、排出水の排出方法に関する図面（図－6 参照）
次の事項が記載されていること。
 - ・事業場の敷地全体（敷地境界が明確なもの）
 - ・汚水処理施設の設置場所
 - ・汚水等の集水及び汚水処理施設までの導水経路
 - ・汚水処理施設から排水口までの経路
 - ・排水口の位置（排水口の名称を記載すること）
- 7 工場案内図
住宅地図等により事業場の位置を明確にすること。
- 8 汚水処理施設の設計計算書
 - ・設計条件（原水の水量及び水質、処理水の水量及び水質）を明確にすること。
 - ・汚水処理施設における各工程の処理能力算定根拠を示すこと。

*各図面共通の留意事項

- ・添付図面は次により色付けを行うこと。

特定施設等：黄色	汚水処理施設：緑色	敷地境界：茶色
用水：青色	汚水：赤色	処理水：青色
雨水：青色		
- ・添付図面はできる限り日本工業規格A4とすること。

図-1 特定施設の構造図

染色施設（施設番号①）

プリントテーブル長 A	B	C
14000 mm	19750	28250
16000	21750	30250
18000	23750	32250
20000	25750	34250
24000	29750	38250
28000	33750	42250
32000	37750	46650
36000	41750	50250
40000	45750	54250

プリント布巾 U	V	W	X
1220 mm	2350	3355	1800
1520	2650	3655	2100
1830	2950	3955	2400
2280	3400	4405	2850
2740	3850	4855	3300

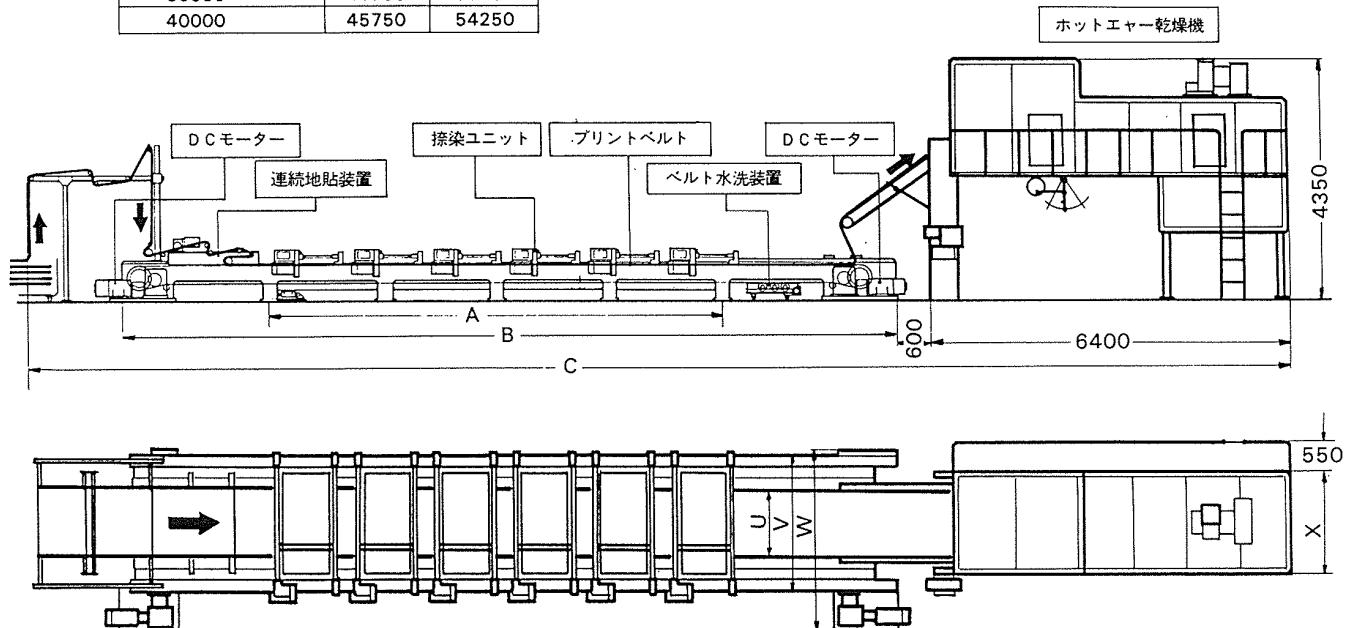
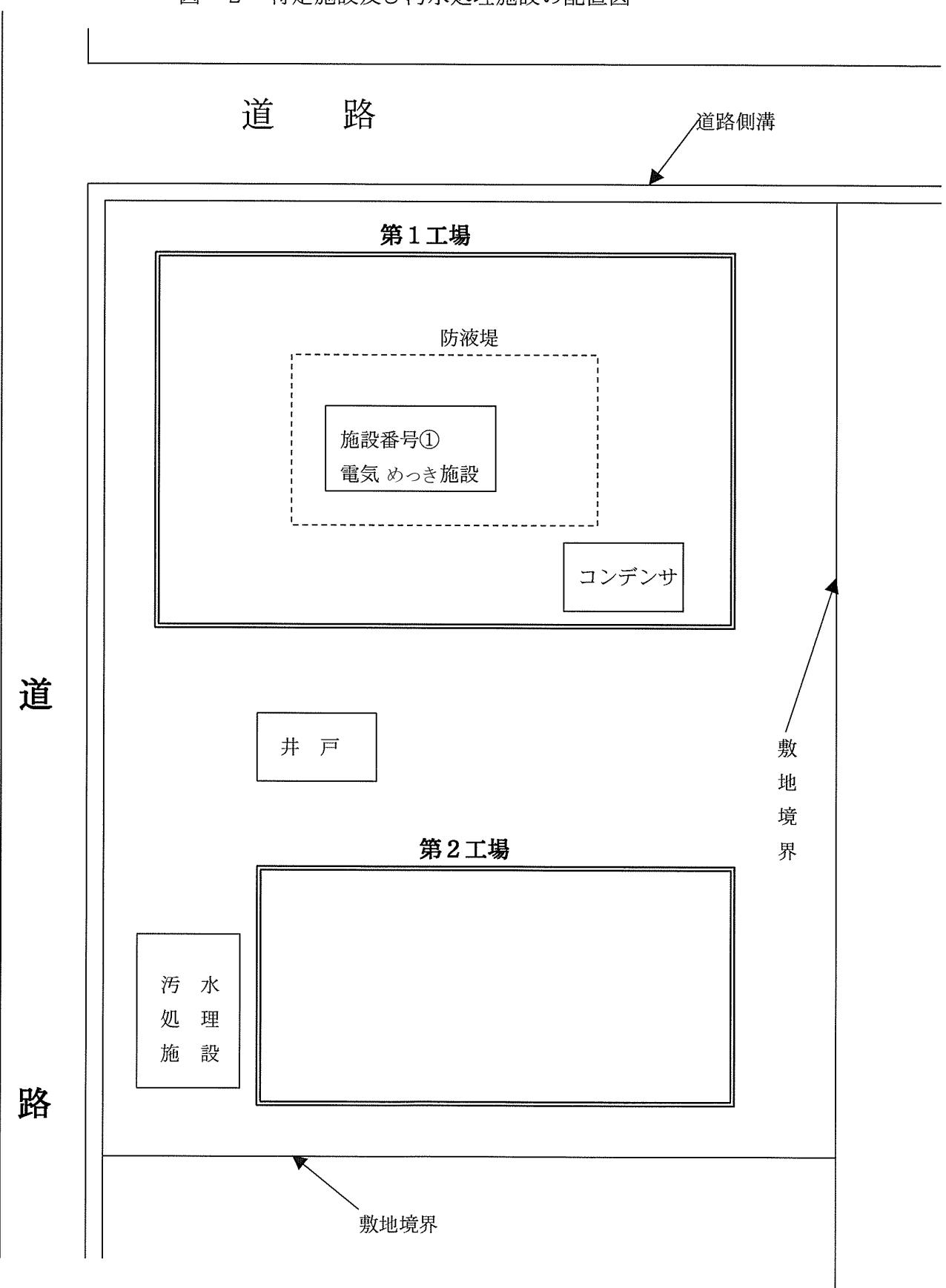


図-2 特定施設及び汚水処理施設の配置図



図－2－2 配置図（実際は平面図にできるかぎり正確に記載する）

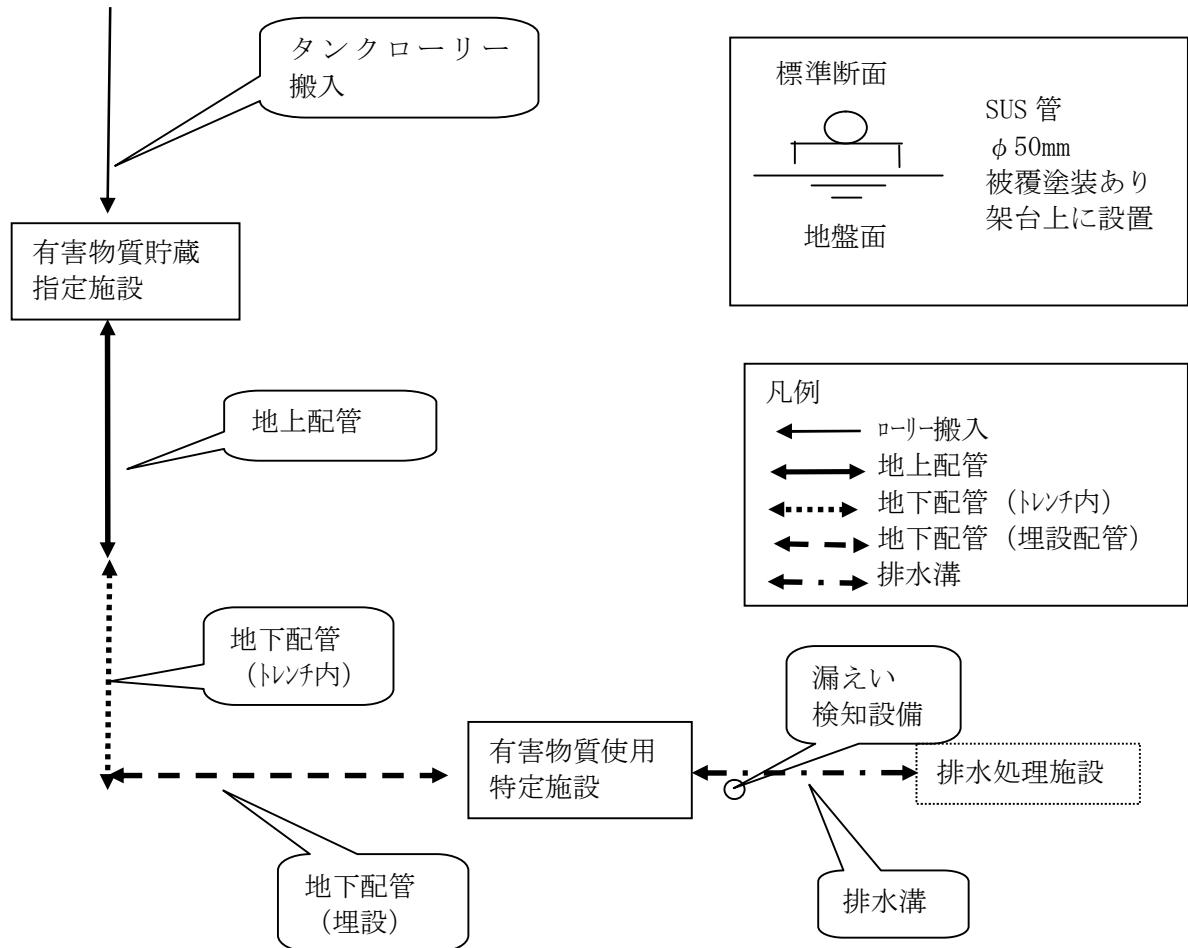


図-3 操業の系統図

(綿織物の染色加工工程)

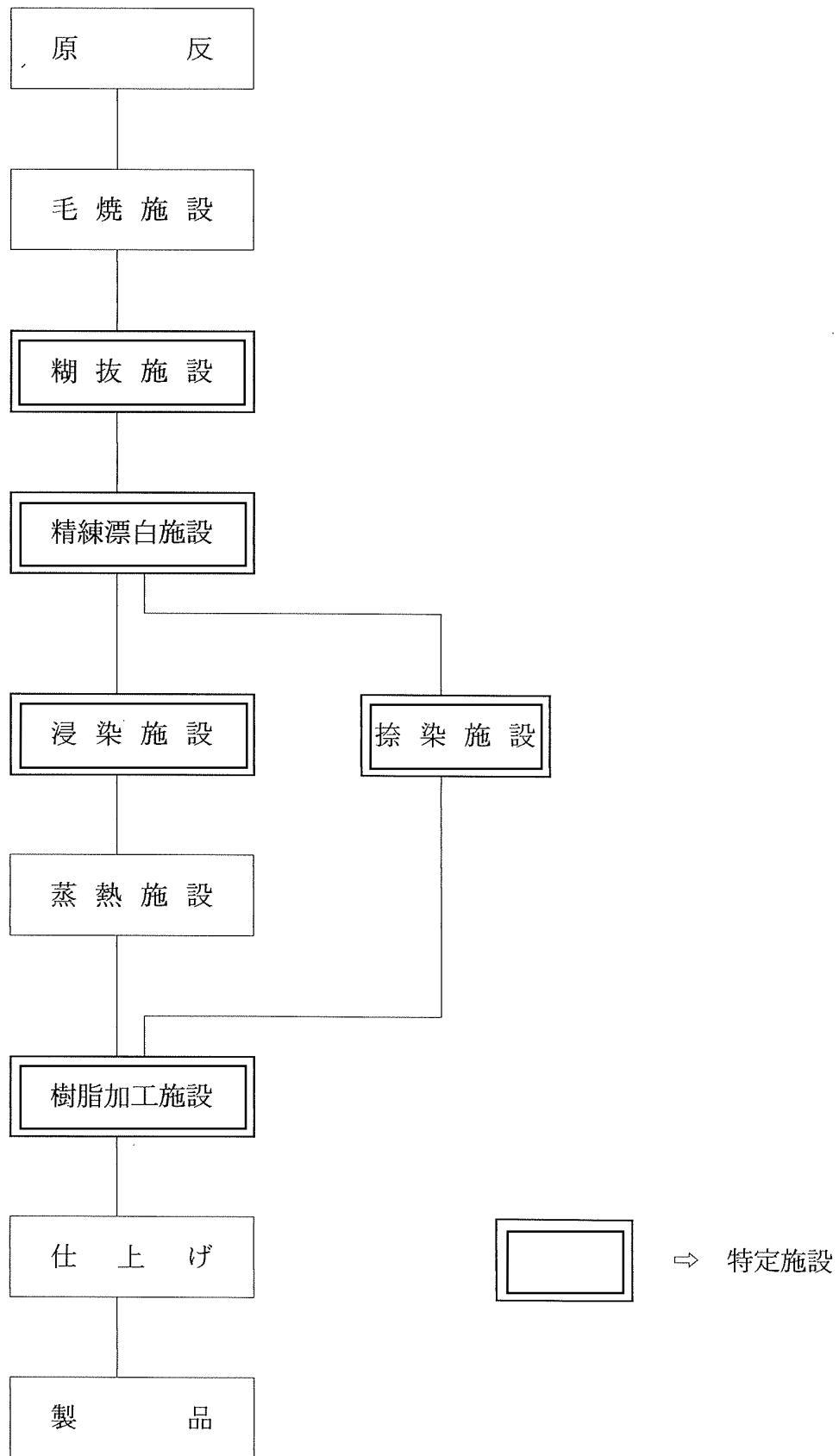


図-4 特定施設の構造図

(合併処理浄化槽)

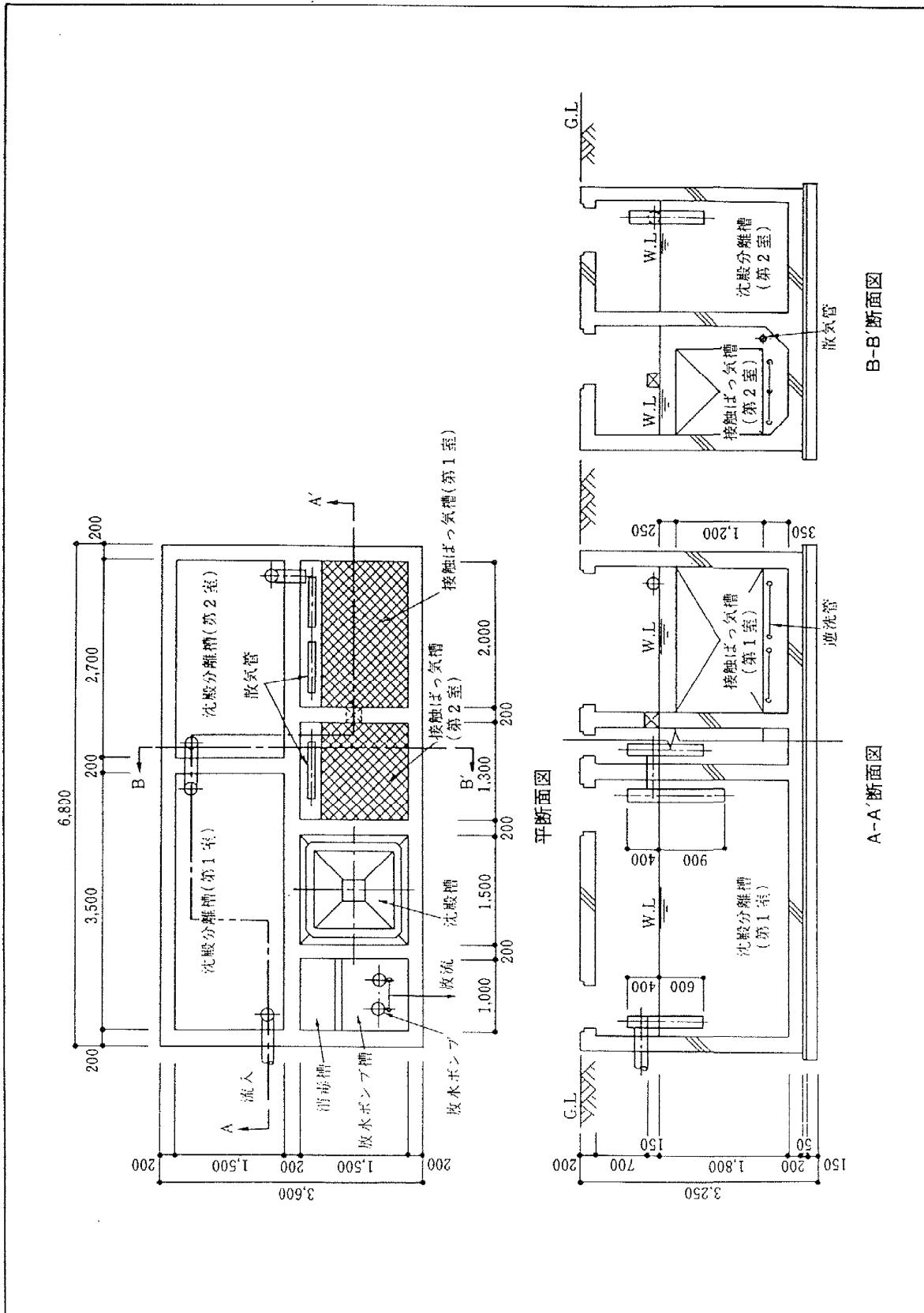
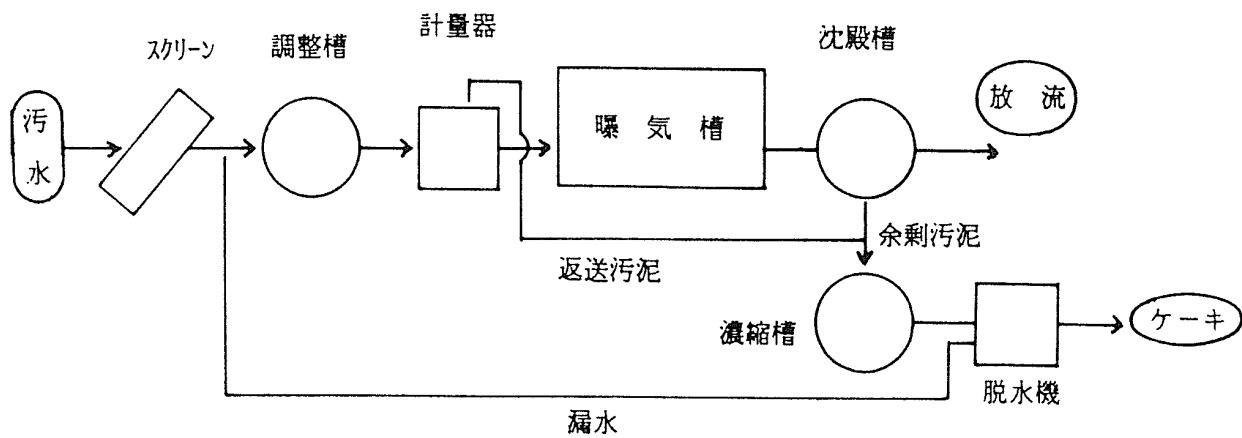


図-5 汚水処理施設の系統図

(活性汚泥法)



(嫌気性生物処理法)

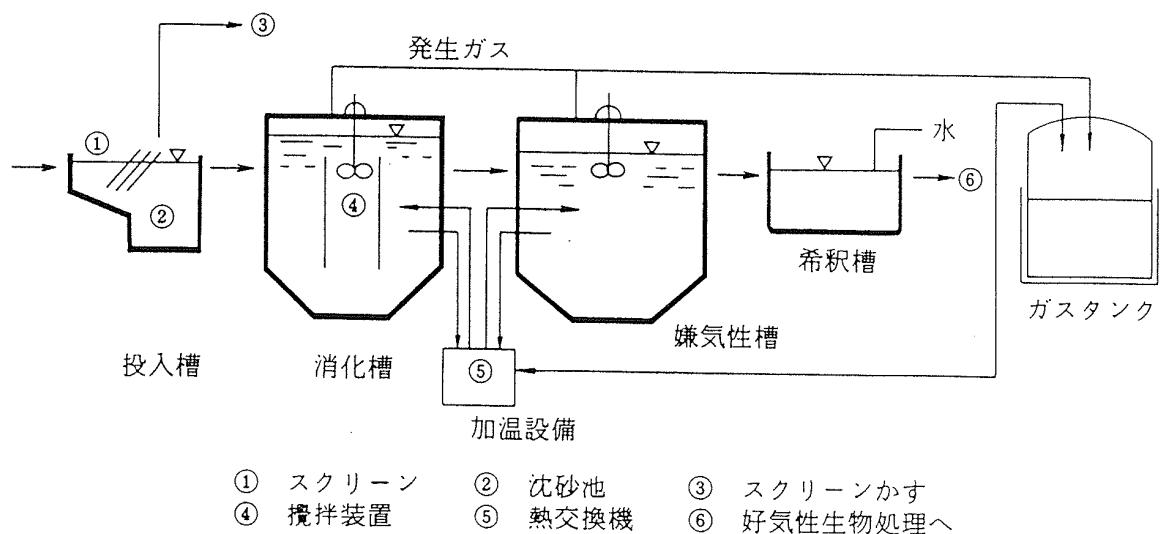
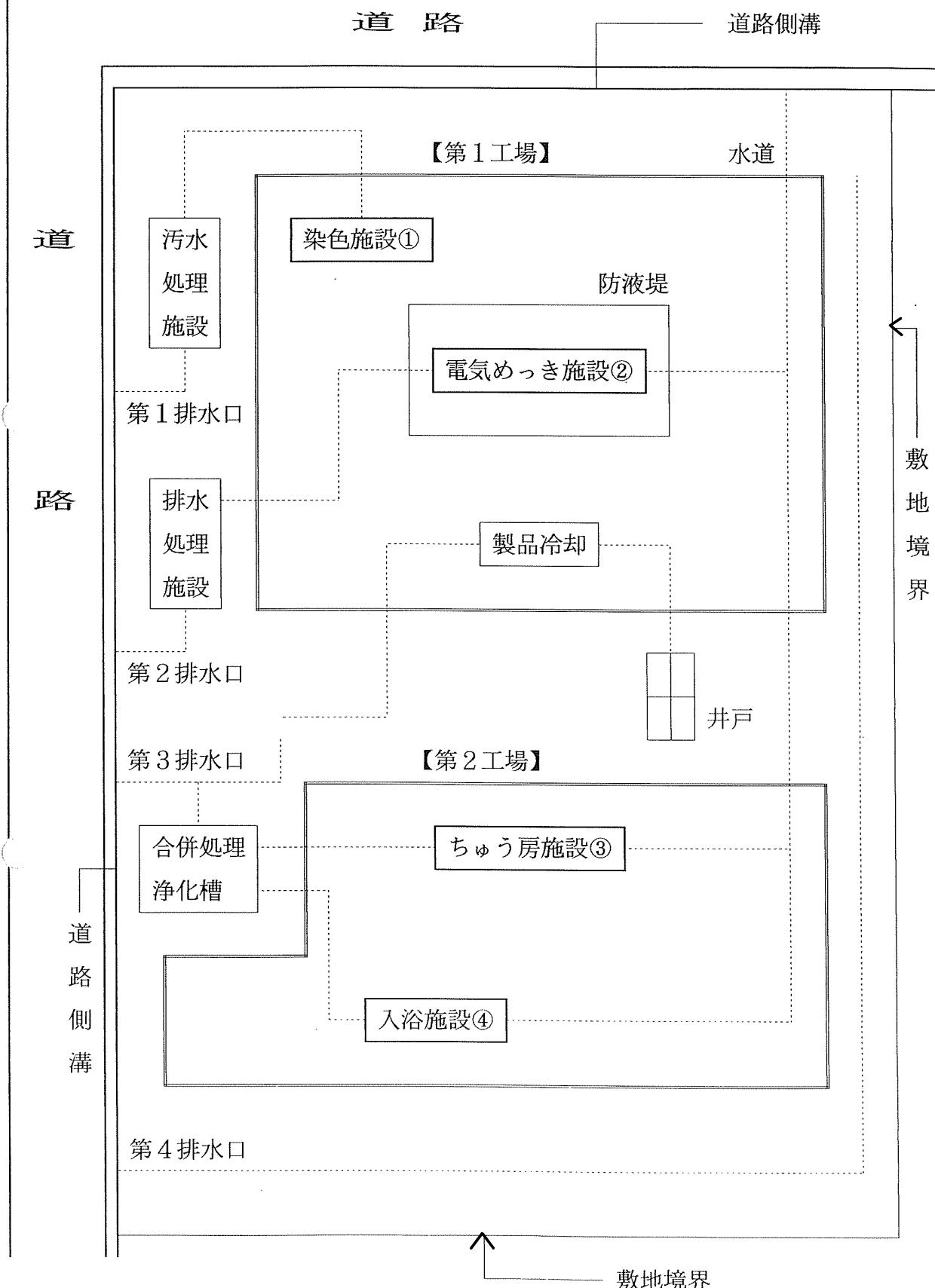


図-6 汚水の集水及び導水の方法、排出水の排出方法に関する図面



2 氏名等変更届出書

様式第5（第7条関係）

氏名等変更届出書

平成24年 4月 1日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所 山形市松波二丁目8番1号

① 届出者 名称 山形県庁株式会社

氏名 代表取締役 山形太郎

印

②

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、

（~~大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）~~）

水質汚濁防止法第10条

（~~ダイオキシン類対策特別措置法第18条~~）

の規定により、次のとおり届け出ます。

③ 変更の内容	変更前	代表取締役 松波一郎	* 整理番号	
	変更後	代表取締役 山形太郎	* 受理年月日	
変更年月日	④ 平成24年3月10日		* 施設番号	
変更の理由	⑤ 代表者変更のため		* 備考	

備考 1 *印の欄には、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

氏名等変更届出書

- ・届出者の氏名、事業場の住居表示、事業場の名称等に変更があった場合届け出ること。
- ・変更した日から 30 日以内に届け出ること。
- ・複数の特定事業場に該当する場合は、それぞれ事業場名称及び所在地を連記した一覧を添付すること。

① 届出者

(1) 氏名等

- ・個人の場合は個人の氏名を記載し、押印すること。
- ・法人の場合、名称、代表者氏名を記入し、押印すること。

(2) 押印の省略

本人（個人又は法人の代表者）の署名により押印を省略することができる。

② 変更の事由

該当しない部分を二重線で見え消しすること。

③ 変更の内容

変更の内容を記入すること。

注) 届出者が個人の場合で、届出者の氏名が変更となった場合には、届出者の地位を承継することになり、承継届出が必要となる。

④ 変更年月日

届出日から 30 日以内であることを確認すること。

⑤ 変更の理由

変更の理由を具体的に記入すること。

3 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

様式第6（第7条関係）

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

平成24年 4月 1日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所 山形市松波二丁目8番1号

① 届出者 名称 山形県庁株式会社

氏名 代表取締役 山形太郎 印

特定施設（有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設）の使用を廃止したので、水質汚濁防止法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	山形県庁株式会社 松波事業所	*整理番号	
工場又は事業場の所在地	山形市松波二丁目8番1号	*受理年月日	
② 特定施設の種類	66号 電気めっき施設 (施設番号3)	*備考	
③ 特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所	別添図面のとおり		
④ 使用廃止の年月日	平成24年3月10日		
⑤ 使用廃止の理由	老朽化のため		

備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあった施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。

2 *印の欄には、記載しないこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用廃止届出書

- 既に届け出た特定施設等の使用を廃止した場合に届け出る。
- 廃止した日から 30 日以内に届け出ること。
- 有害物質使用特定施設を廃止した場合、土壌汚染対策法の対象となるので注意すること。

① 届出者

(1) 氏名等

- 個人の場合は、個人の氏名を記載し、押印すること。
- 法人の場合は、名称、代表者氏名を記入し、押印すること。

(2) 押印の省略

本人（個人又は法人の代表者）の署名により押印を省略することができる。

② 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号、特定施設の名称及び事業場における施設番号を記載すること。

水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあった施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。

③ 特定施設等の設置場所

「所在地に同じ」等の記載方法でよい。

④ 使用廃止の年月日

届出日から30日以内であることを確認すること。

⑤ 廃止の理由

廃止の理由を具体的に記入すること。

4 承継届出書

様式第7（第8条関係）

承継届出書

平成24年 4月 1日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所 山形市松波二丁目8番1号

① 届出者 名称 山形県庁株式会社

氏名 代表取締役 山形太郎 印

〔~~ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）~~
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）〕

に係る報告者の地位を承継したので、

〔~~大気汚染防止法第12条第3項（第17条の13第2項第18条の13第2項において準用する場合を含む。）~~〕

水質汚濁防止法第11条第3項

〔~~ダイオキシン類対策特別措置法第19条~~〕

の規定により、次のとおり届け出ます。

② 工場又は事業場の名称	山形県庁株式会社 松波事業所	*整理番号	
工場又は事業場の所在地	山形市松波二丁目8番1号	*受理年月日	
③ 〔 施設 〕 特定施設 の種類	66号 電気めっき施設 65号 酸による表面処理施設	*備考	
④ 〔 施設 〕 特定施設又は有害物質貯蔵指定 の設置場所	所在地に同じ		
⑤ 承継の年月日	平成24年3月10日		
⑥ 被承継者	氏名又は名称 住所	山形太郎 山形市松波二丁目8番1号	
⑦ 承継の原因	法人化のため		

備考 1 水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあった施設の承継の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。

2 *印の欄には、記載しないこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

4 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

承継届出書

- ・届け出をした者から特定施設等を譲り受け、又は借り受ける等により届出者の地位を承継した場合に届け出ること。
- ・承継した日から 30 日以内に届け出ること。
- ・複数の特定事業場に該当する場合は、それぞれ事業場名称及び所在地を連記した一覧を添付すること。

① 届出者

(1) 氏名等

- ・個人の場合は、個人の氏名を記載し、押印すること。
- ・法人の場合は、名称、代表者氏名を記入し、押印すること。

(2) 押印の省略

本人（個人又は法人の代表者）の署名により押印を省略することができる。

② 工場又は事業場の名称

承継により事業場名称が変更になった場合、氏名等変更届出は要しないこととする。

③ 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号、特定施設の名称を記入すること。

水質汚濁防止法第5条第3項の規定による届出のあった施設の使用廃止の届出である場合には、特定施設の種類の欄には記載しないこと。

④ 特定施設等の設置場所

「所在地に同じ」等の記載方法でよい。

⑤ 承継の年月日

届出日から 30 日以内であることを確認すること。

⑥ 被承継者

従前の届出者を記入すること。

⑦ 承継の原因

承継の原因を具体的に記入すること。

（例）「法人化のため」、「合併のため」、「譲渡のため」、「相続のため」等

5 事故時の届出

作成例

平成24年4月10日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

届出者（氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名）

住所 山形市松波二丁目8-1

氏名 山形県庁株式会社

代表取締役 山形太郎 印

電話 023(630)2339

水質汚濁防止法に基づく事故時の届出について

平成24年4月1日（日）に発生した油流出事故について、水質汚濁防止法第14条の2により下記のとおり届け出ます。

記

1. 事業場名称及び住所

名称：山形県庁株式会社村山工場

住所：村山市楯岡笛田三丁目2-1

2. 事故の状況

平成24年4月1日16時頃、ちゅう房排水溝付近の乾燥用ボイラー燃料配管から灯油約200リッターが漏洩し、排水溝を通じて排水処理施設に流入し道路側溝を通り大沢川に流出した。（燃料タンク容量は300リッター）

当日17時過ぎに周辺住民から油臭と道路側溝に油が浮いているとの連絡を受け、消防署に通報（17:20）。

事故発生現場、流出経路及び建物配置等は、別添の図のとおり。（図添付）

3. 応急処置

タンクの栓を閉め、処理施設からの排水を停止した。その後、消防署でオイルマットをタンク下と道路側溝に敷いた。（写真添付）

平成24年4月4日、5日に処理施設から油混入汚水を抜き取り、産廃業者委託処分した（××会社）。

4. 恒久的な対策

燃料タンク配管の修理、処理施設排水管の交換。

燃料タンク下にコンクリートの受け皿を設け、事故時の漏洩防止。（写真添付）

燃料タンク及び配管の点検を月1回実施し、その結果を記録。

5. その他

参考のため、消防署への報告書を添付。

「山形県生活環境の保全等に関する条例」に基づく上乗せ排水基準

水濁法 施行令 別表1 号番号	業種区分	pH	BOD 最大(日間平均) (mg/L)	SS 最大(日間平均) (mg/L)	許容限度								
					ルマルヘキサン抽出物質 鉱油 (mg/L)	動植物油脂 (mg/L)	フェノール 類 (mg/L)	銅 (mg/L)	亜鉛 (mg/L)	溶解性 鉄 (mg/L)	溶解性 マンガン (mg/L)	クロム (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm3)
1	鉱業・水洗炭業		25(20)	100(80)									
1-2	畜産農業・サービス業(※1)		100(80)	90(70)									
2	畜産食料品製造業												
3	水産食料品製造業												
4	野菜果実保存食料品製造業												
5	みそ・しょう油製造業												
6	小麦粉製造業												
7	砂糖製造業												
8	パン・菓子製造・製あん業												
9	米菓製造業・こうじ製造業												
10	飲料製造業												
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業												
12	動植物油脂製造業												
13	イースト製造業												
14	でん粉・化工でん粉製造業												
15	ぶどう糖・水あめ製造業												
16	めん類製造業												
17	豆腐・煮豆製造業												
18	インスタントコーヒー製造業												
19	紡績業・繊維製品製造・加工業												
20	洗毛業												
21	化学繊維製造業		25(20)	50(40)									
22	木材薬品処理業		90(70)	60(50)									
23	パルプ・紙・紙加工品製造業												
24	化学肥料製造業												
25	か性ソーダ・か性カリ製造業												
26	無機顔料製造業												
27	無機化学工業製品製造業												
28	アセチレン誘導品製造業												
29	コールタール製品製造業												
30	発酵工業												
31	メタン誘導品製造業												
32	有機顔料・合成染料製造業												
33	合成樹脂製造業												
34	合成ゴム製造業												
35	有機ゴム薬品製品製造業												
36	合成洗剤製造業												
37	石油化学工業												
38	石けん製造業												
39	硬化油製造業												
40	脂肪酸製造業												
41	香料製造業												
42	ゼラチン・にかわ製造業												
43	写真感光材料製造業												
44	天然樹脂製品製造業												
45	木材化学工業												
46	有機化学工業製品製造業												
47	医薬品製造業												
48	火薬製造業												
49	農薬製造業												
50	有害物質を含有する試薬製造業												
51	石油精製業												
52	皮革製造業		90(70)	60(50)									
53	ガラス・ガラス製品製造業				50(40)								
54	セメント製品製造業				60(50)								
55	生コンクリート製造業				50(40)								
56	有機質砂かべ材製造業				60(50)								
57	人造黒鉛電極製造業				130(100)								
58	窯業原料精製業												
59	碎石業(※2)												
60	砂利採取業(※2)												
61	鉄鋼業												
62	非鉄金属製造業												
63	金属製品・機械器具製造業												
64	ガス供給業・コークス製造業												
65	酸・アルカリ表面処理施設												
66	電気めつき施設												
67	洗たく業		90(70)										
68	写真現像業		25(20)										
69	と畜業・死亡獸畜取扱業		80(60)										
70	廃油処理施設		25(20)										
71	自動式車両洗浄施設												
72	し尿処理施設(※2)		40(30)	80(60)									
73	下水道終末処理施設		25(20)										
74	特定事業場の排出水の処理施設		80(60)	60(50)									

注) ※1の施設のうち豚房施設又は牛房施設の総面積が400m²以上のもの、若しくは※2の施設を設置する工場又は事業場においては、排出量にかかわらず適用
※1の施設のうち豚房施設又は牛房施設の総面積が400m²未満のもの及び馬房施設を設置する事業場にあっては、1日の平均排水量が10m³以上の事業場に適用
※1、※2以外の施設にあっては、1日の平均排水量が20m³以上の工場又は事業場に適用

一律排水基準

■健康項目

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海域 230mg/L
ふつ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(*)100mg/L

(*) アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

備考 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

■生活環境項目

生活環境項目	許容限度(日間平均)
水素イオン濃度(pH)	海域以外 5.8-8.6 海域 5.0-9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	160mg/L(120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L(120mg/L)
浮遊物質量(SS)	200mg/L(150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3000個/cm ³
窒素含有量	120mg/L(60mg/L)
燐含有量	16mg/L(8mg/L)

備考 1 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

2 生物化学的酸素要求量(BOD)についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量(COD)についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

3 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

4 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

山形県特定事業場排出水自主管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）に基づく特定事業場について、法及び山形県生活環境の保全等に関する条例（昭和45年県条例第41号。以下「条例」という。）の定めがあるものほか必要な事項を定め、排出水等の自主管理を推進することにより、公共用水域及び地下水の水質の保全に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、公共用水域に排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる特定事業場に適用する。

(用語)

第3条 この要綱で用いる語句は、次のとおりとする。

- (1) 「特定事業者」とは、特定施設を設置し、公共用水域に排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者をいう。
- (2) 「排水基準」とは、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。）及び条例第5条の2に規定する排水基準の特例をいう。
- (3) 「有害物質」とは、省令別表第一に定めるシアノ化合物、鉛及びその化合物等の物質をいい、「その他の項目」とは、省令別表第二に定める水素イオン濃度（以下「pH」という。）、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）、銅含有量等の項目をいう。
- (4) 「排出水等」とは、特定事業場の排出水及び特定地下浸透水をいう。
- (5) 「排水基準適用事業場」とは、排水基準の適用を受ける特定事業場をいう。
- (6) 「排水基準非適用事業場」とは、排水基準の適用を受けない特定事業場をいう。
- (7) 「雨水のみ排出事業場」とは、特定事業場からの排出水を地下浸透せず、かつ公共用水域への排出水が雨水のみである事業場をいう。
- (8) 「日間平均値」とは、1日の操業時間内において排出水を3回以上測定した結果の平均値をいう。この場合、操業開始直後及び操業終了直前において排出水が排出されている時点を必ず含むものとする。
なお、終日操業している場合は、1日につき夜間を含め3回以上測定したものを行う。

(地下浸透の禁止)

第4条 事業活動に伴う汚水（これを処理したものを含む。）は地下浸透してはならない。やむを得ず地下浸透を行う場合は、次条第2号に基づき適正に処理した後に行うものとする。

(水質目標値)

第5条 特定事業者は、生活排水対策に係る住民の責務が法に定められている状況を踏まえ、自らの事業活動により排出する工場・事業場の排出水等が、公共用水域及び地下水の水質に大きな影響を与えていたり現状を強く認識し、水質汚濁物質の排出の削減に努めなければならない。このため、各特定事業者は、特定事業場ごとに可能な限り良好な水質を目標値として定め、排出水等の管理を行うものとする。目標値は隨時見直し、より良好な値を定めるものとする。

排水基準が適用される項目の目標値は、次のとおりとする。

(1) 公共用水域に排出する場合

イ 排水基準に日間平均値の定めのある項目は、日間平均値以下とする。

ロ pHは、6.1以上8.6以下とする。

ハ イ及びロ以外の項目は、それぞれの許容限度の8割以下とする。

(2) やむを得ず処理水を地下に浸透させる場合

イ 有害物質は、「水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」(平成元年環境省告示第39号)により検定した場合において、有害物質が検出されないこととする。

ロ pHは、6.1以上8.6以下とする。

ハ それ以外の項目は、それぞれの許容限度の8割以下とする。

(自主測定)

第6条 法第14条第1項に規定する自主測定の頻度は、別表-1のとおりとし、測定する項目等は、次のとおりとする。

(1) 排水基準適用事業場における自主測定項目

イ 有害物質については、作業の工程及び汚水処理の工程等において使用、製造及び処理する有害物質について測定するものとする。

ロ その他の項目のうちpH、BOD(海域若しくは湖沼に排出される場合を除く。)又は化学的酸素要求量(海域若しくは湖沼に排出される場合に限る。以下「COD」という。)、浮遊物質量(以下「SS」という。)、窒素含有量及び燐含有量については、排水基準が適用される項目のみ測定するものとする。

ハ その他の項目のうちノルマルヘキサン抽出物質含有量、フェノール類含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量については、当該物質若しくはその化合物を作業の工程及び汚水処理の工程等において使用、製造及び処理する場合に測定するものとする。

ニ 使用、製造及び処理する物質に係る汚水又は廃液を全量回収、下水道放流、循環使用することにより明らかに排出されない物質については、自主測定を要しない。

ホ 雨水のみ排出事業場においては自主測定を要しない。

(2) 自主測定結果の記録及び保存

測定の結果は、様式第1による排出水等水質測定記録表により記録し、計量証明書

等原簿とともに保存するものとする。

なお、電子データによる記録及び保存も可能とする。

(自主測定時の留意事項)

第7条 採水を行う場所は、原則として排水口又は浸透施設（以下「排水口等」という。）とするが、同一水質と認められる場合は、それ以前の地点でもよいものとする。

なお、冷却水又は余剰水等が処理水と合流した後に排出又は浸透する場合には、処理施設の機能等を把握するため、冷却水等が合流する前の地点においても適時測定を行うものとする。

2 測定は、操業状態を考慮して、排水処理施設の汚濁負荷が高くなる時期及び時間帯を選んで実施するものとする。

なお、特定施設の増設、汚水又は廃液の処理の方法の変更、操業状況の変動その他排出水等の水質に影響を与える事情が発生した場合は、その都度測定を行うものとする。

3 同一の特定事業場について、雨水専用を除く複数の排水口等がある場合には、適時、すべての排水口等について測定を行うものとする。

なお、雨水専用排水口からは、いかなる場合であっても汚水又は廃液その他の水質汚濁物質等が排出されることがあってはならない。

(用水量の測定)

第8条 特定事業者は、排出水等の量を把握するため用水量を常に測定し、記録整理しておくものとする。用水として上水道以外のものを用いる場合には、量水計を設けるものとする。なお、用水は、冷却水や処理水等の再利用を行うなど合理的な使用に心掛けるとともに、常に節水に努めるものとする。

(事故による水質汚濁防止対策)

第9条 特定事業者は、特定施設、原材料又は廃液等の貯槽、污水処理施設及びこれらに付属する配管その他の施設について常に整備、点検を行うこととし、万一これらの施設の故障又は破損等の事故が発生した場合であっても、有害物質その他の汚濁物質が直接公共用水域に排出され又は地下に浸透することとなるよう直ちに適切な措置を講じなければならない。なお、有害物質を使用する特定事業場にあっては、防液堤、流出防止溝又は非常用貯留槽等の施設を設けるものとする。

(有害物質の地下浸透の防止)

第10条 有害物質を使用する特定事業者は、有害物質（当該有害物質を処理したものと含む。以下同じ。）が地下に浸透することとなるよう次の事項に留意するものとする。

(1) 有害物質を取扱う作業場等の床、防液堤、流出防止溝、非常用貯留槽等には、耐薬品性の不浸透性材を用いるものとする。

(2) 有害物質関係の配管は地上配管とし、コンクリートや土中への埋込みは行わないものとする。

(3) 有害物質関係の排水処理施設、貯槽類は原則として地上に設置するものとし、日常点検が容易に行える構造とする。

なお、現在地下に設置されているものについては、年2回以上の漏水試験を行い、その結果を記録しておくものとする。

(廃液類等の適正保管)

第11条 有害物質を含む廃液類及び原材料等を保管する場合は、原則として流出並びに地下浸透の防止対策が講じられている屋内に保管するものとする。

(雑排水の適正処理)

第12条 特定事業場から排出される雑排水（工場廃水、雨水、その他の特殊な排水を除く）にあっては、浄化槽を設置することにより適正に処理するものとする。

(自主管理要領の策定)

第13条 排水基準適用事業場の設置者及び特定地下浸透水を地下に浸透させる特定事業者は、排出水等の自主管理を推進するために次の事項を盛込んだ要領を定めるものとする。

- (1) 特定事業場における水質公害防止組織、担当者及び責任者の明示並びにその任務
- (2) 特定施設、汚水処理施設及びこれらに付属する施設の日常保守点検の項目及び頻度
- (3) 汚濁負荷削減対策
- (4) 排出水等の水質目標値、自主測定の項目、頻度、実施（年）月及び測定者等
- (5) 従業員に対する公害防止教育に関すること。
- (6) 排出水等の水質異常時の原因究明及び対策に関すること。
- (7) 事故時の措置に関すること（事故時の連絡系統図、事故時の役割分担）。
- (8) その他必要な事項

(排水基準非適用事業場)

第14条 排水基準非適用事業場においても、公共用水域に水質汚濁負荷を与えていたる現状を認識し、汚濁負荷の削減を図るとともに年1回以上BOD（海域若しくは湖沼に排出される場合は、COD）、SSについて自主測定を行なうものとする。

なお、その際の水質目標値は、BOD（又はCOD）が160mg/l、SSが200mg/l以下とする。

附則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

別表－1 特定事業場排出水等自主測定頻度

1 公共用水域に排出水を排出する特定事業場

事業場区分 項目等	排水量(m ³ /日)	1,000 以上	100 以上 1,000 未満	50 以上 100 未満	50 未満
		月 1 回以上	月 1 回以上	月 1 回以上	月 1 回以上
排水基準適用事業場	有害物質	月 1 回以上	月 1 回以上	月 1 回以上	月 1 回以上
	その他の項目	月 1 回以上	3ヶ月に 2 回以上	2ヶ月に 1 回以上	3ヶ月に 1 回以上
	日間平均値	2ヶ月に 1 回以上	3ヶ月に 1 回以上	4ヶ月に 1 回以上	6ヶ月に 1 回以上

備考 1 自主測定項目は、排水基準の適用される項目とする。

備考 2 日間平均値の測定項目は、排水基準に日間平均値の定めのある BOD（又は COD）、SS、窒素含有量及び燐含有量とする。

なお、窒素含有量及び燐含有量は、「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和 60 年環境省告示第 27 号）により環境大臣が定める湖沼及びそれに流入する公共用水域に排出する場合のみ適用される。

備考 3 雨水のみ排出事業場は自主測定を要しない。

2 処理水を地下に浸透させる場合

月 1 回以上

様式第1
排出水等水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目					備考
	名称	排水量 (m ³ /日)									
											用水量測定、漏れ試験、簡易試験を行った場合は、その状況を記入すること。

備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

備考 2 本表に併せて計量証明書等の原簿についても保存することとし、保存期間は3年以上とすること。

山形県特定事業場排出水自主管理要綱に基づく自主管理要領（例）

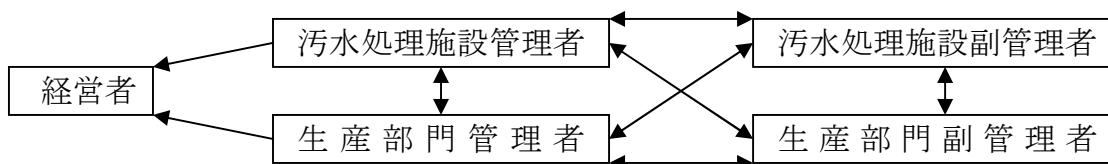
策定 平成〇〇年〇〇月〇〇日
株式会社〇〇

1 目的

この要領は、「山形県特定事業場排出水自主管理要綱」に基づき、排出水の水質等の管理に関する具体的な内容を定め、良好な排水水質及び事故の防止等に努め、もって公共用水域の水質の保全に努めることを目的とする。

2 公害防止組織及び各担当者等の任務

（1）公害防止組織



（2）各担当者等の職・氏名

担当者等	職名	氏名
汚水処理施設管理者		
汚水処理施設副管理者		
生産部門管理者		
生産部門副管理者		

（3）各担当者等の任務

ア 経営者

水質汚濁に関する公害防止統括責任者

イ 汚水処理施設管理者

① 汚水処理施設に関する保守点検、使用薬品及び水質測定等の管理を行い、その結果を記録する。

② 汚濁負荷の軽減及び排出水の水質等について、生産部門管理者等と調整を図る。

③ 事故等の際には生産部門管理者等と連携を図り、原因究明及び当面の対策を実施する。

ウ 汚水処理施設副管理者

汚水処理施設管理者が不在のときは、これを代行する。

エ 生産部門管理者

- ① 特定施設等に関する保守点検、使用原材料及び汚濁負荷の軽減等について管理を行い、その結果を記録する。
- ② 汚濁負荷の軽減及び排出水の水質等について、汚水処理施設管理者等と調整を図る。
- ③ 事故等の際には汚水処理施設管理者等と連携を図り、原因究明及び当面の対策を実施する。

オ 生産部門副管理者

生産部門管理者が不在のときは、これを代行する。

3 日常保守点検の項目及び頻度

(1) 特定施設等の点検項目及び頻度

特定施設等	点検項目	頻度	備考
めっき槽	① 破損、漏水 ② 駆動部等の異常 ③ センサー部 ④ 水位	2回／日 1回／日 2回／日 2回／日	
脱脂槽	① 破損、漏水 ② 駆動部等の異常 ③ センサー部 ④ 水位	2回／日 1回／日 2回／日 2回／日	
酸洗浄槽	① 破損、漏水 ② 駆動部等の異常 ③ センサー部 ④ 水位	2回／日 1回／日 2回／日 2回／日	
中和槽	① 破損、漏水 ② 駆動部等の異常 ③ センサー部	2回／日 1回／日 2回／日	
水洗浄槽	① 破損、漏水 ② センサー部	2回／日 2回／日	
温水洗浄槽	① 破損、漏水 ② センサー部	2回／日 2回／日	
その他	① 配管等の破損、漏水 ② 防液提の破損	2回／日 2回／日	

(2) 汚水処理施設の点検項目及び頻度

汚水処理施設	点検項目	頻度	備考
原水槽	① 破損、漏水 ② 水位 ③ ポンプの異常	1回／日 1回／日 1回／日	
中和槽	① 破損、漏水 ② pHメータの異常 ③ ポンプの異常	1回／日 1回／日 1回／日	
沈殿槽	① 破損、漏水 ② 薬品量 ③ スラッジの異常	1回／日 1回／日 1回／日	
汚泥貯留槽	① 破損、漏水 ② 汚泥貯留状況	1回／日 1回／日	
放流槽	① 破損、漏水 ② pHメータの異常 ③ 処理水の色相異常	1回／日 1回／日 3回／日	
その他	① 配管等の破損、漏水 ② 防液堤の破損	1回／日 1回／日	

(3) 点検表

特定施設等又は 汚水処理施設	点検項目	点検結果	備考

4 汚濁負荷削減対策

(1) 工程内対策

各槽内のセンサーにより過剰な薬品の使用がないか内容チェックする。

製造工程に排出される汚水や排水を水処理し、清浄な水にリサイクルして製造工程に使用する。

水洗ラインにおいては節水対策を行うとともに、廃水の変動を抑えて適切な廃水処理が行われるようにライン管理を行う。

(2) 排水管理

排出水はセンサーにより水質管理を行い、異常が発生した場合には排水停止され、アラームにより管理担当者が把握して早急な対策管理を行う。

5 排出水の水質目標値等

(1) 測定項目及び水質目標値等

排水口	自主測定項目	水質目標値	測定頻度	実施予定期	採水者及び分析者
排水口 1	BOD	mg/1	回/年		
	SS	mg/1			
	pH				
排水口 2	BOD	mg/1	回/年		
	SS	mg/1			
	pH				

(2) 水質測定記録表

測定年月日 及び時刻	測定場所	採水者	分析者	測定項目			備考
				BOD	SS	pH	

6 公害防止に関する社内教育

公害防止のため従業者に対して次のとおり環境教育を実施する。

(1) 社内研修

汚水処理部門従業者	公害防止研修	年4回	環境保全研修	年2回
製造部門従業者	公害防止研修	年2回	環境保全研修	年1回
総務部門従業者	環境保全研修	年1回		

(2) 社外研修

汚水処理部門従業者	外部研修	年1回
-----------	------	-----

7 排出水等の水質異常時の対応

排出水の状態が悪化したときは、排水処理施設及び生産ラインの状態を早急に確認する。

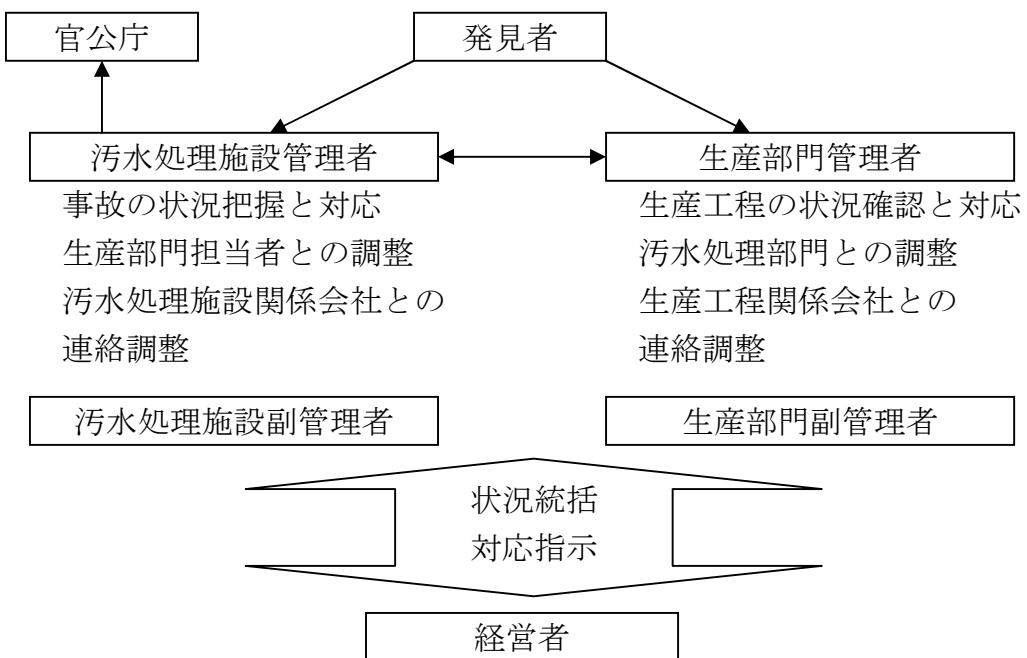
排出水が排出基準を超過した場合は速やかに排水を停止し原因究明を行う。適正に処理できることを確認して排水を再開する。

状況により生産ラインの稼動を調整又は停止する。

有害物質又は油を含む水が公共用水域に排出された場合、又は地下浸透した場合には別に定める対応マニュアルにより対策を行う。（該当する場合）

8 事故時の措置

連絡系統図



関係者連絡先

項目	機関・業者名	担当部署	連絡先
官公庁	□□総合支庁環境課		
	□□市役所環境課		
	□□警察署		
	□□消防署		
処理施設関係			
電気関係			
機械関係			

9 その他

本要領は1年ごとに内容を確認し、必要に応じて見直しする。

ただし、緊急事故発生した場合、排水処理設備や生産ラインの変更が生じた場合は適宜見直しをする。

届出先・問い合わせ先

届出や問い合わせは、工場・事業場の所在地を管轄する下記の総合支庁担当課まで

村山総合支庁保健福祉環境部環境課（環境保全担当）

〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68
TEL 023-621-8429 (直通)

最上総合支庁保健福祉環境部環境課（環境対策・環境リサイクル担当）

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034
TEL 0233-29-1287 (直通)

置賜総合支庁保健福祉環境部環境課（環境保全担当）

〒992-0012 米沢市金池七丁目1-50
TEL 0238-26-6035 (直通)

庄内総合支庁保健福祉環境部環境課（環境保全担当）

〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1
TEL 0235-66-5706 (直通)